

令和5年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

川崎市多文化共生社会推進指針（改定版）（案）の策定について

資料1 川崎市多文化共生社会推進指針（改定版）（案）概要版

資料2 川崎市多文化共生社会推進指針（案）－共に生きる地域社会をめざして－〈改定版〉

資料3 川崎市多文化共生社会推進指針（改定版）（案）について御意見をお寄せください

参考資料 川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況（2022（令和4）年度）及び
推進計画一覧（2023（令和5）年度）

市 民 文 化 局

（令和5年11月22日）

I 指針の趣旨

1 多文化共生社会の実現に向けて

- 本市は、外国人市民代表者会議条例の制定をはじめ、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民を包摂した地域社会づくりを推進するなど多様性のまちとして発展
- 外国人市民施策の基本理念となる基本方針として、2005(平成17)年に国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けて基本的な考え方と具体的な推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を国に先駆けて策定し、取組を推進
- 国の動きとしては、2018(平成30)年の入管法改正による「特定技能」の創設、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」など、外国人の受入れや共生のための取組が本格化
- 国連において2015(平成27)年に誰一人取り残さない持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、多文化共生社会の実現はその理念とも合致
- コロナ禍により一旦減少した本市の外国人住民人口は再度増加傾向にあり、在留資格の多様化、デジタル化の進展など、社会環境の変化に対応し、すべての市民が多文化共生社会の担い手として能力を発揮でき、誰もが住みやすい魅力あるまちづくりが求められている。

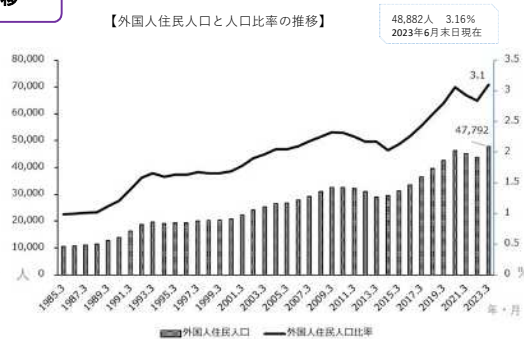
【外国人市民とは】

- 本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、1996(平成8)年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用
- 本指針では、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながる人(国際結婚により生まれた人や日本国籍を取得した人等)も視野に入れて使用

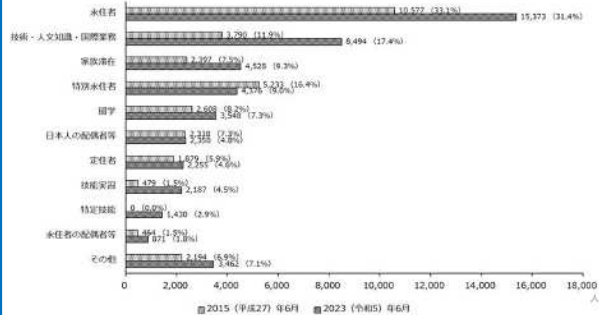
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移

(1) 外国人市民の状況

- 本市の外国人市民は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮籍の方であったが、その後のグローバル化等の進展により現在は様々な国・地域から多様な人々が居住
- 2023(令和5)年6月末現在の市内外国人住民人口は、48,882人で全市民の約3.16%を占め、国籍・地域の数は145となっている。
- 近年はコロナ禍で、一時減少に転じたものの、再び増加傾向にあり、前回指針改定時の2015(平成27)年6月以降の8年間で、約1.5倍となっている。



【在留資格別人口と構成比】



- 市内で暮らす外国人住民の在留資格別構成比は、「永住者」、「特別永住者」で全体の4割を占める。前回指針改定時の2015(平成27)年から「永住者」と「技術・人文知識・国際業務」が大きく増加している。また、「家族滞在」も増えており、家族を伴う形で外国人市民の定着・定住が進んでいる。
- 多様な文化を持つ市民が共に生活することにより、地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もある。

(2) 外国人市民に関わる施策の推移

<これまでの主な取組>

- 1970年代から外国人市民が国籍や文化、言語の違いになどによって社会的な不利益を受けにくいよう諸制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等の取組を推進
- 1996(平成8)年 外国人市民の声を市政に反映するための仕組みとして外国人市民代表者会議を条例で設置
- 2005(平成17)年 本指針を策定し、その後、2008(平成20)年と2015(平成27)年に改定

<前回指針改定(2015(平成27)年)以降の主な新たな取組>

- 2019(令和元)年 日本語を含む11言語に対応する多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置や市内全区の区役所にタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳の導入・運用を開始するなど、相談・通訳体制の充実
- 2019(令和元)年 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例制定
- 2020(令和2)年 日本語指導の必要な児童生徒の急増に対応し、従前の日本語指導等協力者の派遣に代わり日本語指導初期支援員及び日本語指導巡回非常勤講師を配置して全ての学校での対応を可能とするよう指導体制を強化
- 2021(令和3)年 川崎市「やさしい日本語」ガイドライン策定
- 2023(令和5)年度以降、かわさき多文化共生プラザ、(仮称)川崎市地域日本語教育推進方針に基づく取組の推進

3 指針の推進体制

(1) 附属機関

- 学識者等による助言と施策の検証
- 2005(平成17)年～2015(平成27)年3月 「川崎市多文化共生施策検討委員会」
- 2015(平成27)年～2020(令和2)年3月 「川崎市人権施策推進協議会 外国人市民施策部会」
- 2020(令和2)年～ 「川崎市多文化共生社会推進協議会」

(2) 庁内推進体制

人権・男女共同参画推進連絡会議等における外国人市民施策の推進に関する協議・検討

4 指針の改定について

- 2005(平成17)年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定
- 2008(平成20)年 第1回改定：施策の進捗状況に応じた見直し
- 2015(平成27)年 第2回改定：新在留管理制度の開始(2012(平成24)年に伴う環境の変化や、川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)の改定、川崎市国際施策推進プランの策定を踏まえた見直し。主な修正内容は、新在留管理制度(外国人登録制度の廃止)対応と重点課題の設定

<川崎市外国人市民意識実態調査> 2019(令和元)年

- 日本語能力 問題なく読める53.2% ひとがな、カタカナ、簡単な漢字ならわかる32.6%
 - 川崎市の多言語による情報提供 やさしい日本語が重要 84.2% るづき日本語が重要 70.9% 外国語への翻訳が重要 79.9%
 - 地域活動への関心・参加意欲 参加していないが、参加したい気持ちがある67.9%
- (N=763) ※「川崎市外国人市民意識実態調査報告書」2020(令和)2年3月

<川崎市多文化共生社会推進協議会からの意見> (2023(令和5)年3月)

- 一定の取組が進んだ重点課題(①情報の多言語化と通訳体制の拡充、②日本語学習支援の拡充、③施策推進の地域拠点づくり、④差別解消施策の検討)については、指針本体へ組み入れし、今後も継続して推進
- 地域における多文化共生の形成や担い手の育成
- 新在留管理制度の定着、日本語指導体制の再構築などの反映
- 「やさしい日本語」やICTの活用などのコミュニケーション手段の拡充
- 教育と福祉の連携、複合的な要因への配慮

第2回改定以降の社会情勢の変化、外国人市民意識実態調査、多文化共生社会推進協議会からの報告等を踏まえ、本市の多文化共生社会の実現に向けた具体的な推進内容を更新するため、3回目となる改定を行う。

<改定の考え方>

- 現行の「基本目標」、「基本理念」、「施策推進の基本方向」は継承の上、具体的な推進内容に市の施策の進展を反映
- 次の100年に向けて、多様性の価値を大切に、これまで積み重ねてきた多文化共生社会の実現のための取組をさらに推進

<主な改定の内容>

- 新たに位置付けた取組
 - ・「地域における多文化共生社会の形成」の位置付け ・川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の適切な運用
 - ・かわさき多文化共生プラザの開設・(仮称)川崎市地域日本語教育推進方針の位置付け
 - ・ICT、「やさしい日本語」の活用推進
 - 取組に一定の進展があった重点課題は、指針本体へ組み入れ
- 拡充を図る取組
 - ・在留管理制度への理解の促進
 - ・避難所運営に外国人市民が参加しやすい環境づくり など

<改定後の指針について>

- 施策の定期的な進捗状況調査に基づく、多文化共生社会推進協議会等での検証を続けながら国の動向等社会環境の変化に対応し、川崎市総合計画や川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)、川崎市国際施策推進プラン等の関連計画との整合を図りながら、施策を推進し必要に応じて見直しを行っていく。

3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

（1）市政参加

- ①外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
- ②市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ④地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

（2）地域における外国人市民等の活動

- ①町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。
- ②外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

4 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

（1）市民への意識啓発

- ①国籍、民族、文化の違いを超えて、すべての人が互いに認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ②市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方について広報・啓発に努めます。
- ③文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。

（2）市職員等の意識改革

- ①人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
- ②外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

（3）市職員の採用

- ①市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ②多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

（4）事業者への啓発

- ①事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ②事業者に対し、多文化共生社会を推進する主体であるとの認識が持てるよう、広報・啓発に努めます。
- ③意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。

（5）国際交流センターの活用

- ①国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実を努めます。
- ②多文化共生総合相談ワンストップセンターの相談事業や公益財団法人川崎市国際交流協会が行う翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。
- ④公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。
- ⑤公益財団法人川崎市国際交流協会の体制強化に向けた連携を推進します。

（6）地域における多文化共生社会の形成

- ①市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援します。

5 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部での連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

（1）行政組織の充実

- ①施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ②他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
- ④多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施します。
- ⑤外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
- ⑥外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、多文化共生プラザ等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用に努めます。

（2）関係機関・ボランティア団体等との連携

- ①多様な主体と協働・連携して多文化共生施策を推進します。

（3）国等への働きかけ

- ①外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。

III その他

今後のスケジュール

2023（令和5）年11月中旬 文教委員会
2023（令和5）年11月27日（月） パブリックコメント手続開始

2023（令和5）年12月27日（水） パブリックコメント手続終了
2024（令和6）年3月 多文化共生社会推進指針改定・公表

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん あん
川崎市多文化共生社会推進指針 (案)

— とも い ちいきしゃかい 共に生きる地域社会をめざして —

かいていばん
< 改定版 >

2024 れいわ ねん (令和6)年 がつ 月

かわ さき し
川 崎 市

I 指針の趣旨

1 「多文化共生社会」の実現に向けて	1
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移	
(1) 外国人市民の状況	3
(2) 「外国人市民に関わる施策の推移」	5
3 施策の推進体制	
(1) 附属機関	8
(2) 庁内推進体制	8
4 指針の改定について	9
5 指針の基本的な考え方	
(1) 基本目標	11
(2) 基本理念	11
(3) 施策推進の基本方向	12

II 施策の具体的な推進内容

1 行政サービスの充実	
(1) 行政サービスの提供	14
(2) 情報提供・相談窓口	15
(3) 年金制度	16
(4) 保健・医療	16
(5) 福祉	17
(6) 住宅	18
(7) 防災	18
2 多文化共生教育の推進	
(1) 就学の保障と学習支援	20

(2) 違いを認め合う教育	21
(3) 地域における学習支援	22
(4) 家庭へのサポート	23
3 社会参加の促進	
(1) 市政参加	24
(2) 地域における外国人市民等の活動	25
4 共生社会の形成	
(1) 市民への意識啓発	26
(2) 市職員等の意識改革	26
(3) 市職員の採用	27
(4) 事業者への啓発	27
(5) 国際交流センターの活用	28
(6) 地域における多文化共生社会の形成	28
5 施策の推進体制の整備	
(1) 行政組織の充実	29
(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携	30
(3) 国等への働きかけ	30

I 指針の趣旨

1 「多文化共生社会」の実現に向けて

本市は、1924（大正13）年に市制を施行したときは約5万人であった人口が、現在は154万人を超えており、日本各地をはじめ、様々な国・地域から多くの人々が移り住み、多様な文化が交流する中で、多様性のまちとして発展してきました。

外国人市民代表者会議条例の制定など、本市は、外国人市民施策を早くから推進してきました。2005（平成17）年に外国人市策の基本理念となる基本方針として多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的な推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を国に先駆けて策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

国においては、2018（平成30）年の出入国管理及び難民認定法の改正により、新たな在留資格として「特定技能」が創設され、併せて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定されるなど、国の施策としても外国人の受入れ、共生のための取組が本格化しています。

また、この間、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年までに達成すべき17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連総会において採択されましたが、あらゆる人々が活躍できる社会の実現に向けた取組が進められており、多文化共生社会の実現は、SDGsの理念とも合致しています。

しんがたころなういるすかんせんしょうかくだい えいきょう げんしょう がいこくじんじゅうみんじんこう ほんし
新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した外国人住民人口は、本市にお
いても再び増加傾向にあり、在留資格の多様化とともに、家族を伴うかたちでの
ていちゃく ていじゅう けいこう み
定着・定住といった傾向も見られるようになっていきます。また、デジタル化の急速
な進展などを含め、多文化共生施策を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、
ちいきとくせい おう たようせい い
地域特性に応じた多様性を生かしたまちづくりが求められています。

ほんし
本市は、これまで積み重ねてきた取組をさらに進めるとともに、今後も多様性の
かち たいせつ ぽてんしゃる い
価値を大切に、そのポテンシャルを生かし、すべての市民が多文化共生社会の担い手
として、ここ のうりよく はつき だれ す
として、個々の能力が発揮でき、誰もが住みやすい魅力あるまちをめざしていき
いと かんが
いと 考えています。

がいこくじんしみん ほんし がいこくせき じゅうみん ちいきしゃかい こうせい いちいん かんが
【外国人市民】本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、
へいせい ねん かわさきしがいこくじんしみん だひひょうしゃかいぎじょうれい せいてい がいこくじんしみん ことば
1996(平成8)年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を
しょう
使用しています。

ほんししん がいこくせき じゅうみん にほんこくせき がいこく ひと
さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながるのある人
こくさいけっこん う ひと ちゅうごくきこくしゃ にほんこくせき しゅとく ひととう しや い しょう
(国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等)も視野に入れて使用し
ています。

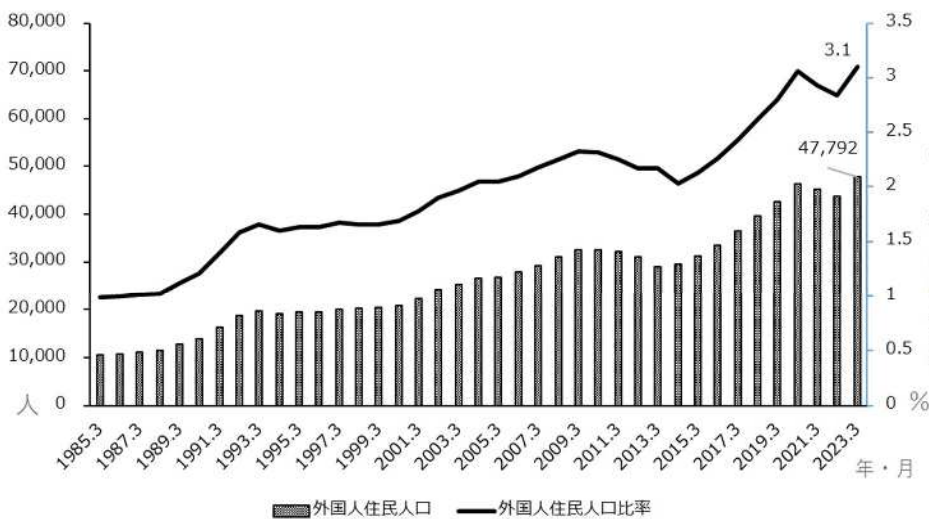
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移

(1) 外国人市民の状況

本市の外国人住民人口(※)は、2023(令和5)年6月末日現在*48,882人で、全市民に占める割合は3.16%となっています。また、その出身国や来日の理由も年々多様化しており、国籍・地域数は145となっています。

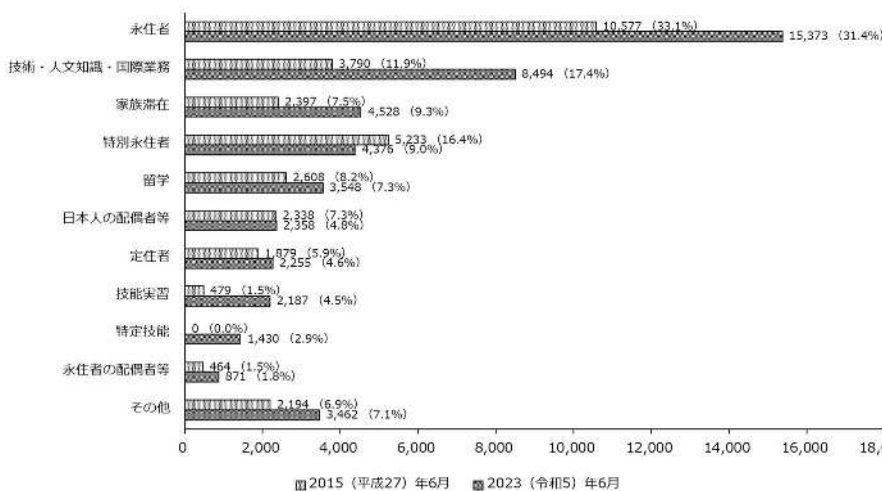
(※) 外国人住民人口：住民基本台帳における外国籍の住民登録者数
(日本国籍を持つ外国人市民は含まれていません。)

【外国人住民人口と人口比率の推移】



1990年代以降、市内の外国人住民人口は大幅に増加しました。近年はコロナ禍で一時的に減少したものの、現在は再び増加傾向にあり、前回の指針改定時の2015(平成27)年6月の31,959人からこの8年間で約17,000人増加し、約1.5倍となっています。

【在留資格別人口と構成比】



市内で暮らす外国人住民の在留資格別構成比は、「永住者」と「特別永住者」で約4割を占めます。前回の指針改定時の2015(平成27)年から「永住者」と「技術・人文知識・国際業務」は約5,000人増加しました。「家族滞在」や「技能実習」、「特定技能」といった在留資格の人たちも大きく増えています。

* 指針改定時には2023(令和5)年12月末日の統計を掲載予定

本市の外国人市民は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別
永住資格を有する在日韓国・朝鮮籍の方で占められていました。その後、
グローバル化の進展に伴い国境を越えた人の移動が活発になる中で、1990（平成
2）年の出入国管理及び難民認定法の改正等もあり、様々な国・地域から在留
資格も多様な人々が来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。
また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍を持つ人々の
中にも多様な文化的背景を持つ外国につながる人々が増えています。

さらに、近年では永住者や技術・人文知識・国際業務といった在留資格の人々
が大きく増加する中で、永住者の配偶者等や家族滞在といった在留資格の人々も
増えており、家族を伴う形での外国人市民の定着・定住が進んでいます。

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、
文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっ
ていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても国籍の
違いで不利な状況を強いられたり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持
つ能力を発揮することが難しい状況も見受けられます。

(2) 外国人市民に関わる施策の推移

これまでの主な取組

本市では、1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、諸制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等の取組を進めてきました。また、外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識のもと、外国人市民の声を市政に反映するための仕組みとして、1996（平成8）年に川崎市外国人市民代表者会議を条例で設置するなど、外国人市民の市政参加を推進してきました。そして、2005（平成17）年には国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、その後、2008（平成20）年、2015（平成27）年と2度の改定を重ねながら多文化共生社会の実現に向けた地域社会づくりを進めてきました。

前回の指針改定以降の主な新しい取組

前回、2015（平成27）年の改定以降の主な取組としては、2019（令和元）年度より日本語を含む11言語に対応する多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置や市内全区の区役所においてタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳の導入・運用を開始するなど、通訳体制の充実を図ってきました。また、日本語指導が必要な児童生徒の急増と多国籍化への対応として、従来の日本語指導等協力者の派遣に代わり、2020（令和2）年度からは日本語指導初期支援員や日本語指導巡回非常勤講師を配置するなど、対象となる児童生徒が在籍する全ての学校での対応を可能とするよう、指導体制を強化してきました。さらに、2019（令和元）年には、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。また、2021（令和3）年3月に外国人

しみんにもわかりやすい情報提供のために川崎市〈やさしい日本語〉ガイドラインを策定しました。

今後は、外国人市民が多く住む市南部地域における外国人相談支援体制の充実に向けた取組として、「かわさき多文化共生プラザ」の開設や、子どもから大人までを対象とした包括的な日本語教育の環境整備を進めるため、地域日本語教育の基本的な方針の策定など新たな対応策の実施を予定しています。

＜外国人市民に関わる本市の主な施策＞

1972(昭和47)年	市内在住外国人への国民健康保険の適用
1975(昭和50)年	市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給開始
1986(昭和61)年	「川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」の制定
1988(昭和63)年	川崎市ふれあい館の開設
1989(平成元)年	公益財団法人川崎市国際交流協会設立
1990(平成2)年	外国人市民施策推進のための24項目の検討課題をまとめる
1993(平成5)年	川崎市外国籍市民意識実態調査の実施 外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための53項目の提言」を答申
1994(平成6)年	外国人高齢者福祉手当、外国人身心障害者福祉手当の支給開始 川崎市国際交流センターの開設 川崎市外国籍市民意識実態調査(面接調査)の実施
1996(平成8)年	市職員採用の国籍条項撤廃(消防士を除く) 「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置
1998(平成10)年	「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定 「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針―多文化共生の社会をめざして―」を制定
2000(平成12)年	「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始

2002(平成14)年	「 <small>かわさきしがいくじんしんしきくすいしんしんけんとういんかい</small> 川崎市外国人市民施策推進指針検討委員会」の設置 「 <small>がいくじんしんしきくじっしじょうきょうちようさ</small> 外国人市民施策実施状況調査」の実施
2003(平成15)年	「 <small>がいくじんしんしきく ししん かんが しみん</small> 外国人市民施策の指針を考える市民のつどい」の開催
2004(平成16)年	「 <small>かしょう かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしんこっしあん</small> (仮称) 川崎市多文化共生社会推進指針骨子案」の公表
2005(平成17)年	「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 「 <small>かわさきしじちきほんじょうれい</small> 川崎市自治基本条例」の制定
2007(平成19)年	「 <small>かわさきしじんけんしきくすいしんきほんけいかく</small> 川崎市人権施策推進基本計画」の策定
2008(平成20)年	「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 川崎市多文化共生社会推進指針」の改定
2014(平成26)年	「 <small>かわさしがいくじんしんしんいしきじつたいちようさ</small> 川崎市外国人市民意識実態調査」の実施
2015(平成27)年	「 <small>かわさきしじんけんしきくすいしんきほんけいかく じんけん いにしあちぶ</small> 川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定 「 <small>かわさしがいくじんしんしんいしきじつたいちようさ いんたびゆーちようさ</small> 川崎市外国人市民意識実態調査(インタビュー調査)」の実施 「 <small>かわさきしこくさいしきくすいしんぶらん</small> 川崎市国際施策推進プラン」の策定 「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 川崎市多文化共生社会推進指針」の改定
2019(令和元)年	「 <small>かわさしがいくじんしんしんいしきじつたいちようさ</small> 川崎市外国人市民意識実態調査」の実施 「 <small>かわさきしきべつ じんけんぞんちよう</small> 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定
2022(令和4)年	「 <small>かわさきしじんけんしきくすいしんきほんけいかく じんけん いにしあちぶ</small> 川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定
2024(令和6)年	「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 川崎市多文化共生社会推進指針」の改定(予定) 「 <small>かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん</small> 川崎市地域日本語教育推進方針」の策定(予定) 「 <small>かわさきたぶんかきょうせいぶらざ</small> 川崎市多文化共生プラザ」の開設(予定)

3 しさく すいしんたいせい 施策の推進体制

(1) ふぞくきかん 附属機関

かわさきしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい
川崎市多文化共生社会推進協議会

ししん もと しさく けんしょう ひょうか おこな しく へいせい ねん がつ しみん
指針に基づく施策の検証・評価を行う仕組みとして、2005(平成17)年8月に市民・

がくしきけいけんしゃ な しんぎかい かわさきしたぶん かきょうせいしさくけんとういいんかい せっち ていきてき
学識経験者から成る審議会「川崎市多文化共生施策検討委員会」を設置し、定期的に

じっし しさく しんちよくじょうきょうちようさ もと しさく けんしょう ひょうか おこな
実施する施策の進捗状況調査に基づき施策の検証・評価を行ってきました。その

ご ぜんしてき ふぞくきかん きょうぎかいとう みなお ねん へいせい ねん がつ
後、全市的な附属機関と協議会等の見直しにより 2015年(平成27年)6月からは

かわさきしじんけんしさくすいしんきょうぎかい ぶかい やくわり ひ つ
「川崎市人権施策推進協議会」の部会としてその役割を引き継いできましたが、2020

れいわ ねん あら どくりつ し ふぞくきかん かわさきしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんきょう
(令和2)年に新たに独立した市の附属機関として「川崎市多文化共生社会推進協

ぎかい せっち こくせき みるぞくまた ぶんか ちが ゆた い すべ ひと
議会」を設置しました。「国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人

たが みと あ たぶん かきょうせいしゃかい じつげん しさく すいしん かん ししん た
が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他

とうがいしさく すいしん ひつよう じこう かん ちょうさしんぎ しよしょうじむ ししん
当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。」を所掌事務とし、指針に

もと しさく けんしょう ひょうか おこな
基づく施策の検証・評価を行っています。

(2) ちょうないすいしんたいせい 庁内推進体制

かわさきしじんけん だんじょきょうどうさんかくすいしんれんらくかいぎ
川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

ほんし じんけんおよ だんじょきょうどうさんかくかんれんしさく そうごうてき すいしん はか ちょうない
本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るための庁内

かいぎ ふくしちょう かいちょう かくきょくほんぶ しつ く きょくちょうきゅうしょくいん いいん じんけん
会議です。副市長を会長に、各局本部(室)区の局長級職員が委員となり、人権

しさくとう かん きかく じゅうようじこう けつてい しさく けんきゅう きょうぎとう おこな
施策等に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

かくきょくほんぶ しつ く しょむかちょう かんけいかちょうきゅう いいん かんじかい お
また、各局本部(室)区の庶務課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、そ

なか がいこくじんしみんしさく かん せんもんぶかい がいこくじんしみんしさくせんもんぶかい せっち
の中に、外国人市民施策に関する専門部会として外国人市民施策専門部会を設置し、

ししん がいこくじんしみんしさく すいしん かん きょうぎ けんとう
指針や外国人市民施策の推進に関するものを協議・検討します。

4 指針の改定について

本市は、2005（平成17年）に策定の本指針に基づき、市民、事業者、ボランティア団体等と連携・協力して外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進する一方、施策の進捗状況調査を定期的実施し、川崎市多文化共生施策検討委員会で施策の検証・評価を行い、指針策定後3年を経過した2008（平成20）年、上記委員会の助言のもと、主に各施策の具体的推進内容についての見直しを行い、指針を改定しました。

その後、2012（平成24）年の新在留管理制度が開始されることに伴う外国人市民を取り巻く環境の変化や2015（平成27）年10月に策定された「川崎市国際施策推進プラン」とも調整を図り、川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会の助言のもと、2015（平成27）年10月に2度目の改定を実施しました。2度目の改定にあたっては、多文化共生社会の実現に向けて個別施策を推進する際の視点としてすべての年齢層を対象とした施策という包括的観点の必要性や、外国人市民意識実態調査の結果などにより明確になった課題などを考慮して、施策全体に関わる4つの課題を「重点課題」として設定しました。

2度目の改定後、外国人市民の更なる増加と多様化、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等の国の動向、SDGsなどをはじめとする社会情勢の変化や、2019（令和元）年に実施した川崎市外国人市民意識実態調査の結果等を踏まえ、今回、3度目の改定を行うことといたしました。

改定にあたっては、川崎市多文化共生社会推進協議会での審議に加え、同協議会が2023（令和5）年3月にまとめた中間報告『川崎市多文化共生社会推進指針』改定の提案で示された内容として、一定の取組が進んだ「重点課題」の本文への組入れや、地域における多文化共生社会についての項目の追加等といった提案を踏まえ、本市としての今後の方向性を検証し、3度目の改定を実施しました。

こんご ていきてき しさく しんちよくじょうきょうとう けんしょう つづ くに どうこうとうしゃかい
今後も、定期的な施策の進捗状況等の検証を続けながら、国の動向等社会

かんきょう へんか たいおう たぶんかきょうせい じつげん おお ごーる そうご かんれん
環境の変化に対応し、多文化共生の実現がSDGsの多くのゴールと相互に関連

していることを踏まえ、川崎市総合計画や川崎市人権施策推進基本計画、川崎市

こくさい しさくすいしん ぶらんどうかんれんけいかく せいごう はか しさく すいしん ひつよう おう
国際施策推進プラン等関連計画との整合を図りながら、施策を推進し、必要に応じ

みなお おこな よてい
て見直しを行っていく予定です。

5 指針の基本的な考え方

(1) 基本目標

多文化共生社会の実現

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

(2) 基本理念

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

(3) 施策推進の基本方向

① 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

② 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人(マイノリティ)の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

③ 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

④ 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

⑤ 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

川崎市多文化共生社会推進指針

< 基本目標 : 多文化共生社会の実現 >

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

< 基本理念 >

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

< 施策推進の基本方向 >

1 行政サービスの充実

- (1) 行政サービスの提供
- (2) 情報提供・相談窓口
- (3) 年金制度
- (4) 保健・医療
- (5) 福祉
- (6) 住宅
- (7) 防災

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民等の活動

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用
- (6) 地域における多文化共生社会の形成

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

II 施策の具体的な推進内容

施策推進の基本方向1～5について、課題を整理し、それに対する施策の具体的な推進内容をまとめました。

〔〇を付したものは、より具体的な個別項目として掲げたものです。〕 ※下線部は、現行指針からの変更箇所

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

<課題>

在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の仕組みや手続きを外国人市民に限らず日本人市民や企業・学校等も十分に理解していない状況にあります。制度や手続きを市民に理解してもらうことが必要です。また、施策の実施にあたり、対象を正確に把握して行政サービスを提供していくことも重要です。

- ① 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。
- ② 在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の理解が進むよう外国人市民及び関係機関への周知・啓発に努めます。
 - 転入届・転出届・転居届の重要性の周知を含め、外国人市民に係る住民基本台帳制度の啓発に努めます。
 - 市職員及び教職員並びに企業等に対して在留管理制度の周知を図ります。
- ③ 在留管理制度に関する行政サービスの課題の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

<課題>

日本語や日本の生活習慣の知識が十分でない人は、情報を得る方法や諸制度が分からないことなどから、行政サービスを受けにくい場合があります。外国人市民向けの情報の種類は徐々に増えてきていますが、内容を的確に伝えるための工夫や、相談体制の充実が求められています。

また、外国人市民が抱える困りごとは複合的な要因に基づくことがあるため、総合的な視点に基づく相談体制の充実が求められています。

① ICTを活用しつつ、情報の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用、外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。

- 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉の活用を進めるとともに、情報の内容や表現についても配慮するなど、日本語が不自由な外国人市民に必要な情報がより伝わりやすくなるよう努めます。
- 外国人市民情報コーナー及び外国人市民向けホームページ等の充実に努めます。
- 情報提供や通訳サービスの充実のため、市民グループ等との連携に努めます。
- 転入者に対して、各区の窓口で最低限必要な情報を確実に提供するように努めます。
- 国等が作成・公開している資料等の情報収集及び広報に努めます。

② 外国人相談体制の充実に努めます。

- 公益財団法人川崎市国際交流協会等と連携し、多文化共生総合相談ワンストップセンターや区役所等での外国人相談体制の充実と広報に努めます。
- 外国人市民が抱える困りごとが複合的な要因に基づくことを認識し相談体制の充実に努めます。
- 国や他機関の相談窓口の情報等についても情報収集し、広報に努めます。
- 外国人市民に対し、子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談窓口として人権オンブズパーソン制度の広報に努めます。

(3) 年金制度

<課題>

年金制度に関する情報や理解の不足、また保険料を支払っていても、所定の年限を満たさず帰国すると老齢年金の受給資格が得られないなどの理由により、年金に加入しない外国人市民がいます。また、国民年金から国籍条項が撤廃された時点で、年齢により加入できなかった外国人市民(制度的無年金者)がいます。

- ① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報・啓発に努めます。
- ② 外国人従業員の年金加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ③ 制度的無年金者に対する救済・改善措置及び脱退一時金制度の改善について国に働きかけます。

(4) 保健・医療

<課題>

医療機関で受診する際に、日本語理解が十分でないために、意思の疎通ができず、精神的な不安を抱えたり、円滑な診療が受けられないことがあります。また、制度に関する情報や理解の不足、経済的な要因から医療保険に加入していない人や、短期滞在・オーバーステイなどのため国民健康保険制度に加入できない人もいます。そのため、医療機関での受診が遅れ、病状を悪化させる人もいます。

- ① 医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。
 - 多言語による医療機関検索サイトや多言語の医療情報、問診票等の情報収集に努め、活用するよう、市民や医療機関に積極的に広報します。
- ② 外国人市民の母子保健の充実に努めます。
 - 「在日外国人母子保健サービス事業」の充実に努めます。
 - 母子健康手帳の副読本(多言語)を必要な外国人市民に確実に配布するよう努めます。
- ③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報・啓発に努めます。
- ④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報・啓発を進めます。
- ⑤ 外国人従業員の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ⑥ 保険未加入者等の診療にあたる医療機関への医療費対策の充実に検討します。

⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。

○ 医療通訳派遣システムについて、市民への広報に努めます。

⑧ 医療保険制度の改善を国に働きかけます。

(5) 福祉

<課題>

言語や生活習慣等の違いによって、福祉サービスを利用しにくいことがあります。さらに、高齢期には母語・母文化で過ごすことを求める傾向が強くなることなどから、多様な背景に配慮してサービス提供をすることが大切です。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）は、被害者が外国人市民の場合、社会の中で孤立しやすく、相談窓口もわかりにくいことから、相談・支援に結びつきにくく被害が深刻化しやすいため、その防止及び被害者の支援の取組の充実に努められています。

① 福祉サービスの広報を積極的に行います。

○ 福祉サービスに関する情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用、ルビ振りの充実に努めます。

② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。

○ 保育所職員の多文化共生に関する研修の充実に努めます。

③ 「外国人高齢者福祉手当」、「外国人心身障害者福祉手当」の充実に努めます。

④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。

○ サービス提供者への講習会等を活用し、多文化共生について理解が深まるよう啓発の充実に努めます。

⑤ 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV

（ドメスティック・バイオレンス）防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。

○ DV防止のための多言語による情報提供の充実に努めます。

○ DV防止のための啓発に努めるとともに、学校教育の各段階において暴力を許さない教育や男女平等の観点に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の一層の推進を図ります。

- 在留資格や言語・文化等の違いに配慮した対応や助言を行えるよう、相談担当者や通訳者への研修等を実施します。
- DV被害者及びその子どもへの支援を行っている市内外のグループ等との連携を一層進めます。

(6) 住宅

<課題>

国籍や文化の違い、また、日本語を十分に理解できないことによる近隣トラブルなどの理由により、民間賃貸住宅への入居差別はなくなっていない現状があります。このため、住宅基本条例や居住支援制度を不動産業者、家主、市民等に十分広報するとともに、外国人市民への住宅に関するルールやマナーの周知啓発も重要です。

① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報・啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。

- 市営住宅募集案内等の資料を分かりやすく工夫するとともに、外国人市民が気軽に住宅相談ができるよう窓口の拡充に努めます。
- 外国人市民に対して日本で暮らす時のルールやマナーなどの周知啓発に努めます。

② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

- 宅地建物取引業団体等関係機関に働きかけ、多文化共生に関する理解が深まるよう啓発に努めます。
- 神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」等との連携に努めます。

(7) 防災

<課題>

防災に対する認識は文化や出身地域等により異なっています。災害に対する備えや避難所についての情報などを、普段から外国人市民にも分かりやすく伝えておくことが重要です。また、災害時に必要とされる情報を多言語で提供するための体制やICTの活用、言語や生活習慣の違いに応じた支援策等が求められています。

外国人市民も災害時に支援等の担い手となりうることから、外国人市民が避難所の運営等に参画しやすい環境づくりが重要です。

① 災害時において、外国人市民が差別されことなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。

- 災害時に必要とされる情報を外国人市民にも分かりやすく迅速に提供できるよう、情報の多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉の使用、案内用図記号（ピクトグラム／絵文字）の利用など、様々な手段での情報提供に努めます。
- 防災に役立つ国や関係機関の防災情報やアプリの活用についても積極的に広報します。
- 災害時多言語支援センターの円滑な運営に向けた細目の整理や職員の研修に努めます。
- 災害時多言語支援センターと避難所との連携が図れるよう努めます。
- 災害時に言語や生活習慣の違いに配慮した対応が滞りなくできるよう、支援策を検討するとともに、災害時要援護者避難支援制度の充実を図ります。
- 日常から、災害時に外国人市民が差別的な対応をされないよう啓発に努めます。

② 災害時において、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりに努めます。

- 多言語化された避難者登録カード、受付シートの様式が付録された避難所運営マニュアルの周知を図ります。

③ 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。

- 防災啓発資料や避難所マップなどの外国人市民の参加による多言語化や〈やさしい日本語〉の活用を努めます。

④ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

- 地域の国際交流関係団体等と連携して、災害時対応の普及啓発に努めます。
- 地域で取り組まれている防災活動が外国人市民にとって参加しやすいものとなるよう、自主防災組織等との連携に努めます。

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

(1) 就学の保障と学習支援

<課題>

外国につながる子ども（※）の中には、日本語理解が十分でなく、また、母国の教育制度や学習内容との違いから学習や学校生活に困難をきたしている場合があります。一人ひとりの状況に配慮した教育活動や学習支援による子どもの学ぶ権利の保障が課題となっています。また、幼小中高での継続した支援が求められています。

（※）外国につながる子ども：外国籍の子ども及び日本国籍を持つ外国につながる子ども

① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、ICTを活用しつつ、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。

- 子どもの学ぶ権利の保障について保護者への啓発を行うとともに、学習環境の整備に努めます。
- 不就学の子どもの把握のため、地域との協力等により就学の支援を行います。
- 小学校入学前から学校における学習へのスムーズな導入が図れるよう、プレスクール等を引き続き推進します。
- 夜間学級の学習環境の向上に努めます。
- 川崎市域における県立高校の在県外国人等特別募集制度の充実について県に働きかけます。
- 義務教育課程修了後の生徒への切れ目のない継続した指導・支援について関係機関と連携・協力を図ります。

② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。

- 学校や総合教育センターにおける相談体制の充実に努めます。
- 教育に関わる相談の背景にある家庭、生活等の複合的要因を意識して対応するよう努めます。
- 民間団体等が実施する外国人教育相談活動についても情報の提供に努めます。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。

③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日常生活に必要な生活言語、授業や教科

学習に必要な学習言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます。

- 児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」に基づき、学校全体での指導・支援に努めます。
- 教職員は、日本語指導初期支援員と連携して日本語指導等の充実に努めます。
- 日本語指導初期支援員の派遣制度及び研修の充実に努めます。
- 国際教室、日本語指導巡回非常勤講師による日本語指導等の充実に努めます。
- 日本語習得や学習の支援に取り組む地域の市民グループ等やボランティアとの連携を推進します。

(2) 違いを認め合う教育

<課題>

「川崎市外国人教育基本方針」に基づき多文化共生社会をめざした教育が進められていますが、文化の多様性への理解や民族的・文化的アイデンティティと母語・母文化の尊重に対する認識が十分とはいえず、偏見・差別は解消されていません。学校では、教職員がそれぞれの外国人児童生徒が持つ文化的背景を十分に理解し、「違い」を考慮しながら指導にあたるのが重要です。

① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。

- 「多文化共生ふれあい事業」等、地域における市民と協働の多文化共生教育の充実に努めます。
- 市立学校において、国際理解教育や人権尊重教育等を通じ多文化共生についての理解を深めるよう努めます。

② 社会における少数の立場の人(マイノリティ)が母語・母文化を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。

- 母語・母文化の重要性について、広報・啓発に努めます。
- 母語・母文化の学習グループの育成など、支援の充実に努めます。

③ 外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。

④ 教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。

- 「川崎市外国人教育基本方針」を周知するとともに、外国につながるのある児童生徒の温かな受け入れと支援のために、学校全体で意識啓発に努めます。

(3) 地域における学習支援

<課題>

外国人市民の中には、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、社会生活に支障をきたしている人もいます。外国につながるのある子どもや外国人市民の学習を地域においても支援していくことが重要です。

① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。

- 「(仮称)川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき日本語教育の推進に関する施策を総合かつ効果的に推進します。
- 市民館、国際交流センター等における、ICTの活用を含めた日本語学習支援等の充実に努めます。
- 国等が作成する日本語学習コンテンツ等を活用するよう、積極的に広報します。
- 外国につながるのある子どもに対する地域における学習支援等の充実に努めます。
- 日本語学習支援等を行っている市民グループ等との連携に努めます。
- 学習支援を行うボランティア等が、自らの力量を向上させることができるよう研修の充実に努めます。
- 図書館における外国語図書の充実に努めます。

② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

- 市民館、国際交流センター、多文化共生プラザ、図書館等で、学習機会や資料の提供に努めます。

(4) 家庭へのサポート

<課題>

外国人家庭や国際結婚の家庭等、外国につながるのある家庭では、日本の学校教育制度に対する知識、情報が不足しがちです。また、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、孤立しがちな家庭もあります。こうした家庭や外国人保護者に対する支援の充実が求められています。

さらに、外国につながるのある子どもにとって、保護者と共通の言語を保持することは、家族間のコミュニケーションや文化的なアイデンティティを形成する上で重要ですが、家庭だけでは母語・母文化等の保持が難しい場合があるため、その支援も必要です。

① 外国人保護者等の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。

- 学校からの通知文、お知らせ等の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用及びルビ振りを積極的に行います。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。
- 教育の重要性や学校生活等について、外国人保護者の理解が深まるよう情報提供に努めます。
- 幼児教育・保育から高校及び大学まで、それぞれの段階に応じた支援制度に関する積極的な情報提供に努めます。
- 教育と福祉の連携の視点に立った支援に努めます。

② 母語・母文化の重要性を理解・尊重しながら、家庭との連携に努めます。

- 教職員への研修等を通じて母語・母文化についての認識を深め、家庭との連携に努めます。

3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

(1) 市政参加

<課題>

外国人市民代表者会議の設置や各種審議会等への参加など外国人市民の意見が市政に反映される仕組みづくりを推進していますが、より一層、外国人市民の意見が反映されるよう、市政参加を促進していくことが重要です。

- ① 外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
 - 会議の意義や活動内容についての広報・啓発の充実に努めます。
 - 調査審議がより充実するよう、提言の多言語翻訳及び代表者の研修や会議の支援体制の整備に努めます。
 - 多くの外国人市民に代表者会議に関心を持ってもらうよう、代表者の募集案内の全世帯送付に努めます。
 - 代表者選考の方法や会議のあり方について検討し、会議の一層の活性化に努めます。
 - 外国人市民の意見の施策への反映を推進するため、代表者会議から出された提言の進捗状況を定期的に検証評価する仕組みについて検討します。
- ② 市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ④ 地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

(2) 地域における外国人市民等の活動

<課題>

地域において町内会・自治会、PTAなど様々な団体等の活動が行われていますが、外国人市民がこれらの地域活動に、より参加しやすくなるような環境の整備が求められています。
また、外国人市民や市民グループ等に対する主体性を尊重した支援が重要です。

- ① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。

○ 外国人市民に対して、町内会・自治会や地域の活動についての周知を図ります。

- ② 外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

○ 国際交流センター、かわさき市民活動センター、多文化共生プラザ等を活用するよう、積極的に広報します。

○ グループの主体性を尊重して自主活動の育成支援に努めるとともに、グループ相互のネットワーク化を支援します。

4 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

(1) 市民への意識啓発

<課題>

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、異文化に対する偏見や理解の不足から、外国人市民が差別を受けることがあります。市民それぞれが持つ文化を尊重することのできる地域社会づくりが重要です。

- ① 国籍、民族、文化の違いを越えて、すべての人が互いを認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ② 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努めます。
- ③ 文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。

(2) 市職員等の意識改革

<課題>

市職員及び教職員の人権意識を高め、外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、多文化共生についての理解を深めることが重要です。

- ① 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
 - 職員研修に外国人市民や外部講師を積極的に活用するなど、職員研修の見直し・充実に努めます。
 - 教職員が多文化共生について理解を深めるよう、学校全体での取組に努めます。
 - 市の事業を委託する際には、多文化共生について、受託者の理解が深まるよう取組に努めます。

- ② 外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

(3) 市職員の採用

<課題>

市職員の採用試験の国籍条項は消防士以外では撤廃されており、採用後は一部の職務を除いて任用されることとなっていますが、多文化共生社会の形成を進めるため、会計年度任用職員等を含め外国人市民の採用等を進めていくことが求められています。

- ① 市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ② 多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

(4) 事業者への啓発

<課題>

民間企業への就職時における外国人差別、外国人であることを理由とした職場内での差別や不当な労働条件等に関して、関係機関等と連携を図りながら人権の尊重及び法の遵守について啓発を行っていくことが重要です。

また、事業者に対しても多文化共生社会推進の主体であるとの認識を啓発することも大切です。

- ① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ② 事業者に対し、多文化共生社会を推進する主体であるとの認識が持てるよう、広報・啓発に努めます。
- 従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。
 - 〈やさしい日本語〉への理解と事業所での活用が進むよう、事業者に働きかけます。
- ③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。
- 国や他機関で作成されているものも含め研修に役立つ情報を収集し、情報提供に努めます。

(5) 国際交流センターの活用

<課題>

国際交流センター及び公益財団法人川崎市国際交流協会は、外国人市民の増加や多様化等といった社会的な状況の変化、国の動向等にも対応した事業展開や協会の更なる体制強化が求められています。

- ① 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
 - 外国人市民のための情報提供や、学習機会の提供の充実に努めます。
 - 多文化共生プラザとの連携に努めます。
- ② 多文化共生総合相談ワンストップセンターの相談事業や公益財団法人川崎市国際交流協会が行う翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。
- ④ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。
- ⑤ 公益財団法人川崎市国際交流協会の体制強化に向けた連携を推進します。

(6) 地域における多文化共生社会の形成

<課題>

共生社会の形成には、地域における多文化共生の実現が不可欠です。そのためには、市内の各地域において多様な担い手を見出し、育てていく必要があります。

- ① 市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援します。

5 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部での連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

(1) 行政組織の充実

<課題>

外国人市民に関わる施策は市の業務全体に及ぶことから、施策の推進強化のため、関係局間の定期的かつ継続的な連絡調整が重要となっています。

また、外国人市民の増加と多様化が進む中、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点を求められています。

- ① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ② 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③ 指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
 - 施策の推進状況調査の定期的な実施により、指針の進行管理を行います。
 - 市民・学識経験者等による川崎市多文化共生社会推進協議会を設置して施策の検証・評価についての助言を受け、指針の見直しに反映させます。
 - 施策の評価等について、外国人市民に分かりやすい形での公表に努めます。
- ④ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施します。
- ⑤ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
 - 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の適切な運用に努めます。
 - 法務省の外国人語人権相談ダイヤル、外国人インターネット人権相談等の積極的な広報・周知に努めます。
- ⑥ 外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、多文化共生プラザ等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用に努めます。

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

<課題>

多様な主体との協働・連携による施策の推進が求められています。

- ① 多様な主体と協働・連携して多文化共生施策を推進します。

(3) 国等への働きかけ

<課題>

多文化共生社会の実現のためには、地方自治体の施策展開や制度整備だけでは十分ではなく、外国人市民の生活に関わる法や制度の改善等が必要となっています。

- ① 外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。

- 外国人市民施策に関する国の動きへの対応も図りながら在留管理制度等の課題の把握に努め、必要に応じて国等に働きかけます。

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん かいていばん あん ごいけん よ
川崎市多文化共生社会推進指針（改定版）（案）について御意見をお寄せください

ほんし がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれい せいてい がいこくじんしゅん とも
本市は、外国人市民代表者会議条例の制定をはじめ、外国人市民を共にまちづく
りを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民を包摂した地域社会づくりを推進
するなど、多様性のまちとして発展してまいりました。2005（平成17）年に外国人市民
施策の基本理念となる基本方針として、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、
すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことが
できる「多文化共生社会」の実現をめざし、「人権の尊重」、「社会参加の促進」、「自立
に向けた支援」の3つの基本理念のもと、5つの施策推進の基本方向を示した「川崎市
多文化共生社会推進指針」を策定し、その後、2008（平成20）年及び2015（平成27）
年に改定の上、施策を推進しています。

こんかい とりくみじょうきょう かだい しゃかいじょうきょう へんかどう ふほんしん かいてい
今回、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化等を踏まえ本指針を改定し
ます。改定案として「川崎市多文化共生社会推進指針（改定版）（案）」を取りまとめま
したので、市民の皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

2023（令和5）年11月27日（月）～ 12月27日（水）

2 資料の閲覧場所

- (1) 市民文化局市民生活部多文化共生推進課（川崎フロンティアビル9階）
 - (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、図書館（分館含む。）
 - (3) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）
- ※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

つぎ ほうほう ごいけん よ
次のいずれかの方法により、御意見をお寄せください。

でんわ こうとう ごいけん ていしゅつ うけつけ ごりょうしょう
※電話や口頭での御意見の提出は受付していませんので、御了承ください。

(2) (3) (4) で御提出の場合、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）
および連絡先を明記の上、別紙意見書を御利用ください。

(1) 市ホームページ

かわさきしほーむぺーじ いけんこうぼ ぱぶりっくこめんとてつづき ペーじあくせす てつづきしたが
川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページへアクセスし、手続に従
って御意見を提出してください。

しんかいせいばん ぶん
指針改定版（案） →
ほーむぺーじ



(2) 郵送

かわさきしかわさきくみやもとちょう ばんち
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
かわさきししみんぶんかきよくしみんせいかつぶたぶんかきょうせいすいしんか
川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課

※ 当日消印有効です。

(3) 持参

かわさきししみんぶんかきよくしみんせいかつぶたぶんかきょうせいすいしんか じむしつ
川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課 事務室
かわさきしかわさきくえきまえほんちょう かわさきふろんていあびる かい
(川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階)

※持参の場合は、開庁時間（平日8時30分～12時、13時～17時15分）にお越してください。

(4) ファクシミリ

ばんごう
FAX番号 044-200-3707

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合には利用します。

また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。

- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

5 問い合わせ先

しみんぶんかきよくしみんせいかつぶたぶんかきょうせいすいしんか
市民文化局市民生活部多文化共生推進課
でんわ
電話 044-200-2846 / FAX 044-200-3707

い けん しょ 意 見 書

だいめい 題名	かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん <small>かいていぼん あん</small> 川崎市多文化共生社会推進指針 (改定版) (案) について		
しめい 氏名 <small>だんたい ばあい (団体の場合は、 めいしようおよ だいひょうしゃめい 名称及び代表者名)</small>			
でんわばんごう 電話番号		<small>ばんごう</small> FAX番号	
じゅうしょ 住所 <small>また しょざいち (又は所在地)</small>			
いけん ていしゅつび 意見の提出日	<small>れいわ ねん がつ にち</small> 令和 年 月 日	まいすう 枚数	<small>まい ほんし ふく</small> 枚(本紙を含む)
せいさくとう たい いけん 政策等に対する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。 ・ 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。 ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。 			
てい しゅつ さき 提 出 先			
ぶ しょめい 部署名	しみんぶんかきやく しみんせいかつぶ たぶんかきょうせいすいしんか 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課		
でん わ ばんごう 電話番号	044-200-2846	<small>ばんごう</small> FAX番号	044-200-3707
じゅうしょ 住所	ゆうそう 210-8577 <small>かわさきしかわさきくみやもとちやう ばんち</small> 郵送〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 <small>しみんぶんかきやくたぶんかきょうせいすいしんか</small> 市民文化局多文化共生推進課 <small>じさん かわさきしかわさきくえきまへほんちやう</small> 持参:川崎市川崎区駅前本町11-2 <small>かわさきふるんていあびるかい</small> 川崎フロンティアビル9階		

川崎市多文化共生社会推進指針に基づく
施策の実施状況（2022(令和4)年度)及び
推進計画一覧（2023(令和5)年度）

川崎市 市民文化局

2023(令和5)年8月

目次

1	行政サービスの充実	
(1)	行政サービスの提供	1
(2)	情報提供・相談窓口	1
(3)	年金制度	9
(4)	保健・医療	10
(5)	福祉	14
(6)	住宅	17
(7)	防災	18
2	多文化共生教育の推進	
(1)	就学の保障と学習支援	21
(2)	違いを認め合う教育	23
(3)	地域における学習支援	25
(4)	家庭へのサポート	27
3	社会参加の促進	
(1)	市政参加	28
(2)	地域における外国人市民グループ等の活動	29
4	共生社会の形成	
(1)	市民への意識啓発	31
(2)	市職員等の意識改革	32
(3)	市職員の採用	34
(4)	事業者への啓発	34
(5)	国際交流センターの活用	36
5	施策の推進体制の整備	
(1)	行政組織の充実	38
(2)	関係機関・ボランティア団体等との連携	39
(3)	国等への働きかけ	39
6	重点課題	
(1)	情報の多言語化と通訳体制の拡充	40
(2)	日本語学習支援の拡充	40
(3)	施策推進の地域拠点づくり	40
(4)	差別解消施策の検討	41

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
施策推進の基本方向 1 行政サービスの充実		
(1) 行政サービスの提供		
① 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。		
(1) 庁内会議を通じた外国人市民を意識した施策展開の呼びかけ 人権・男女共同参画推進連絡会議において、外国人市民代表者会議年次報告書等について説明を行った。また、広報広聴主管会議において、「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行った。	(1) 継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
(2) 「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」に関するeラーニングを実施した。 受講者数延べ442人	(2) 継続実施	
② 新在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度が市民に定着するよう努めます。		
(1) 2012年の新在留管理制度については、すでに10年ほど経過しており、この間、問題や課題は生じていないと把握しているが、必要に応じて各所管課からの報告・相談があった場合に対応することとしている。令和4年度については実績・件数は無かった。	(1) 必要に応じて実施	市民文化局 戸籍住民サービス課
③ 新在留管理制度に伴う課題・状況の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。		
(1) 2012年の新在留管理制度については、すでに10年ほど経過しており、この間、問題や課題は生じていないと把握しているが、必要に応じて各所管課からの報告・相談があった場合に対応することとしている。令和4年度については実績・件数は無かった。	(1) 必要に応じて実施	市民文化局 戸籍住民サービス課
(2) 国の制度や財政措置について、必要に応じて申し入れ等を行っているが、2012年の新在留管理制度については、市として問題や課題は生じていないと把握しているため、新在留管理制度に関する申し入れ等については行っていない。	(2) 必要に応じて実施	多文化共生推進課
(2) 情報提供・相談窓口		
① 情報の多言語化や外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。		
(1) 川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」において、英語による電話、メール、FAX及び手紙に対応、並びに5言語(中国語、韓国語、朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語)の電話(3者通話)に対応し、内容に応じて最適な外国人向けの相談窓口案内等を行った。 案内件数: 約310件	(1) 継続実施	総務企画局 企画調整課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(2) 英語及び中国語のFAQ(よくある質問とその回答)をホームページに掲載(英語187件、中国語189件)し、それぞれ新規項目の追加及び既存の項目の修正を行った。	(2) 継続実施	総務企画局 企画調整課
(1) 「外国人市民への広報に関する考え方」に基づき市政だよりや市民便利帳の外国人市民向け記事について日本語のルビふりを実施した。 (2) コミュニティ放送(かわさきFM)を通じた7言語(やさしい日本語、中国語、英語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語)放送で市内のイベントや施策情報を、月～金の1日に2回(15分/回 ※1回は再放送)週替わりで情報提供した。	(1) 継続実施 (2) 継続実施	総務企画局 シティプロモーション推進室
(1) 外国人市民のための生活情報の提供について各局区の広報広聴主管者を通じて外国人市民に利用しやすい情報提供を要請した。(6月) (2) 外国人市民のための主な行政サービスの窓口と問い合わせ先一覧である「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を各区役所・支所、市民館等の外国人市民情報コーナー、国際交流センター等に送付、配架を依頼した。また区役所窓口で転入者向け配布を行った。 発行部数(令和4年度7,000部発行(隔年発行)) (3) 各区役所、市民館、図書館、情報プラザ、国際交流センターの外国人市民情報コーナーを視察し、配架されている資料の現状確認を行った。その際、不足している情報の補充を担当課に依頼するとともに、外国人市民からのニーズや日頃の管理方法等についてヒアリングを行った。 また、外国人市民情報コーナーに配架すべき資料について担当課宛てに連絡し、外国人市民にとってニーズの高い多言語情報が、確実に配架されるよう働き掛けた。 (4) 外国人市民情報コーナーの案内チラシを令和5年1月に改訂し、各区役所・支所の区民課に来訪した外国人市民等に配布するよう依頼した。	(1) 庁内の広報広聴主管者会議を通じて、各局等の出すパンフレットに多言語化や「川崎市(やさしい日本語)ガイドライン」を参考にしたやさしい日本語の活用を要請する。 (2) 外国人市民のための主な行政サービスの窓口と問い合わせ先一覧である「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の各区役所・支所の外国人市民情報コーナー等への配架を依頼する。 発行部数:隔年発行のため、令和5年度発行予定無し (3) 令和4年度に外国人市民情報コーナーの現地調査で担当者と確認した事項について、再度状況を確認していく。 (4) 継続実施	市民文化局 多文化共生推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(5)本市が作成した資料のうち、日本語にルビがついているものや多言語化している資料をまとめた「川崎市の多言語広報資料一覧」2022年度版を作成し、区役所や市施設に配布し、ホームページでも公表した。</p> <p>(6)川崎区役所総合案内配置のタブレット端末に音声翻訳システム(VoiceBiz)を令和2年度から導入するとともに、各区役所窓口へ翻訳機を購入・貸出し、各部署における翻訳機導入の促進を図った。</p> <p>(7)川崎市国際交流協会において、区役所や支所における行政手続きや子育て、福祉等に関する相談、手続等を含む事業を実施するに当たり、外国人市民等、日本語での対応が困難な方の来庁が想定される場合に、所管部署からの依頼に応じて通訳ボランティアを派遣した。 通訳件数:29件(英語15件、フィリピン語1件、中国語5件、ポルトガル語1件、韓国・朝鮮語2件、ベンガル語2件、ネパール語1件、スペイン語2件)</p>	<p>(5)継続実施</p> <p>(6)継続実施</p> <p>(1)継続実施</p>	<p>市民文化局 多文化共生推進課</p>
<p>(1)各区役所・支所の窓口において、来庁した外国人市民と窓口職員とのコミュニケーションを支援することを目的として、タブレット型情報端末を活用したテレビ通訳とAI通訳によるサービスについて運用を実施した。 サービス導入端末:33台 利用実績:テレビ通訳1,359回(20,707分)、 AI通訳893回 ※全端末の合計</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>市民文化局 パラムーブメント推進担当</p>
<p>(1)「消費者行政センターのしおり」の日本語(ルビ付き)、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語及びタガログ語で表記されたリーフレットを作成した。(作成部数4,000部:1つのリーフレットに7言語で記載)</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>経済労働局 消費者行政センター</p>
<p>(1)「資源物とごみの分け方・出し方」の日本語(ルビ付き)、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、フィリピン語及びベトナム語で表記されたパンフレットを生活環境事業所に5,700部、区役所・支所、出張所、図書館・市民館、国際交流センター等へ860部配布した。</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>環境局 生活環境部減量推進課</p>
<p>(2)川崎市内で事業を営む外国人のため、日本語(ルビ付き)、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語及びタガログ語で表記されたパンフレット「川崎市から事業者の皆様へ」を、必要に応じて生活環境事業所に配架した。</p>	<p>(2)継続実施 ベトナム語を新たに追加し作成予定</p>	<p>環境局 生活環境部減量推進課</p>

【1 行政サービスの充実】

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(1)「二十歳を祝うつどい」対象者の内、外国籍の市民への案内状に日本語のルビ及び6言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語)の翻訳を添付した。また、式典当日に外国語通訳者(英語、中国語、韓国・朝鮮語)を配置し、その旨事前に送付する案内状に掲載した。</p> <p>(2)「二十歳を祝うつどい」を企画する会議の委員のうち、1名は外国人市民代表者会議の委員から選出</p>	<p>(1)継続実施 令和4年度から、「二十歳を祝うつどい」に名称変更。</p> <p>(2)継続実施 令和4年度から、「二十歳を祝うつどい」に名称変更。</p>	こども未来局 青少年支援室
<p>(1)総合案内窓口で外国人市民のために英語と中国語の対応スタッフを配置し、行政サービスの窓口案内や各種相談に対応できるようにした。また、英中のみでなく、通訳ソフトやテレビ電話を搭載したタブレットを配備することで、その他言語(韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語)の対応をした。また、1階総合案内前に6言語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ベトナム語)に対応したタッチパネル式の広告付き案内表示板を設置した。 相談件数:1,219件(延べ件数) うち窓口への付き添い:380件</p>	(1)継続実施	川崎区役所 総務課
<p>(1)市政だより川崎区版の抜粋情報等の7言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、やさしい日本語)翻訳、川崎区ホームページでの発信は令和2年度で終了し、令和4年度は実施なし。</p>	(1)事業終了	川崎区役所 企画課
<p>(2)保育所等入所の案内や不登校等児童・生徒の居場所に関する案内チラシなどを所管課からの依頼に基づき迅速に翻訳した。</p>	(2)継続実施	川崎区役所 企画課
<p>(3)川崎区役所内の窓口案内や各種手続きなどを、6言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語)で外国人に分かりやすく掲載した冊子「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」及び周知用チラシを更新した。</p>	(3)「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」の効果的な周知を行うとともに、必要に応じて時点更新を行う。	
<p>(1)相談機関の情報提供を行った。母子保健事業で使用するちらしや帳票類の翻訳を作成し活用した。外国人向けに情報コーナーを2か所設置しており、情報を随時更新した。また、ふれあい館と連絡、連携を図り情報共有をした。</p>	(1)母子保健事業で使用しているちらし類の翻訳・情報コーナーの充実を図る。	川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)「地域子育て支援センターのごあんない」、入学準備支援チラシ「もうすぐ1年生」については、こども未来局で発行している全市版に統合するため、区単独での実施なし。 「子育てガイドさんぼみち」の外国語版(英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語)については、令和元年度から区の広報・広聴事業の中で発行する「外国人市民が必要とする情報を集約した多言語冊子」に統合したため、区単独での実施なし。	(1) 区単独での実施なし	川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
(1) 昨年度に引き続き、外国人市民に対して、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内するとともに、外国人市民情報コーナーに、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の資料を揃えるなど、情報を集約(1か所にまとめる)し、充実した情報を得られる場所を提供している。 翻訳機能を活用した案内ができるよう、窓口タブレット端末を常備している。 (2) 外国人市民情報コーナーをリニューアル(令和3年3月)し、従来の市が刊行した情報誌の配架のほか、モニターにて幸区の生活ガイドの放映や活躍されている方の紹介を行う。	(1) 継続実施 (2) 継続実施	幸区役所 総務課
(1) 案内サインについては、事業実施なし。	(1) 令和5年度事業計画なし。 H29年度までの計画的な案内サイン整備・盤面更新により、全て多言語表記に対応済み。 H30年度以降は、既存サインの破損や故障、施設名称の変更など至急修理・修正等が必要な場合のみ対応	幸区役所 企画課
(1) 「幸区子育て情報誌おこさまぶさいわい」の中で、「かいかくじんのかたへ」の内容を見直し、配布した。川崎市のホームページ(多言語版)・医療機関情報・日本語学級・外国籍の母子への支援グループ・相談窓口について等の情報を平仮名で紹介。幸区ホームページにも同様のものを掲載。	(1) 継続実施	幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
(1) 多言語版フロア案内(英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語)を区民課窓口や1階の中原区からのお知らせコーナーなどで配布した。また、多言語版フロア案内をpdfにしてホームページに掲載した。英語版に関してはhtml形式のものも併せて掲載した。	(1) 令和5年度版に改訂したものを窓口で配布する予定である。(英語表記の修正あり)言語数を増やす予定は無い。	中原区役所 総務課
(1) 駅利用者の目にとまりやすい、小杉駅周辺及び武蔵中原駅前の案内サイン合計9か所について、公共施設等に関する方向表示の文字情報を外国語表示(英語、中国語、韓国・朝鮮語)している。令和4年度は新たな箇所の実施はない。	(1) 新たな箇所を実施する予定は無い。	中原区役所 企画課

【1 行政サービスの充実】

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)「中原区子育て情報ガイドブックこのゆびとーまれ!」の中で、外国籍の方の育児支援についての情報や窓口等について紹介(2ページ)。 作成部数:9,000部	(1)継続実施	中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
(1)「高津区役所フロアガイド」3言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語)を、引き続き総合案内と2階地域振興課相談情報窓口で配布した。 ※所属で印刷し、配布している。	(1)継続実施 言語数を増やす予定は無い。	高津区役所 総務課
(1)溝口駅前キラデッキ上の地図案内板(2か所)の更新に際し、「高津区公共サイン整備指針」のほか、平成28年3月に策定された「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」を踏まえ、多言語表記による更新を実施した。	(1)継続実施	高津区役所 企画課
(1)窓口案内、申請書・届出書の記載例等の外国語版を作成して提示するとともに、外国人向けの資料コーナーを設置し、情報提供を行った。	(1)継続実施	高津区役所 区民課
(1)高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」の中で、外国人向け育児支援(妊娠、出産、子どもの健康等)の案内を英語で記載した。 作成部数:7,000部	(1)継続実施 作成部数:7,000部予定	高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
(1)宮前区子育てガイド「とことこ」の中に、引き続き「外国人の方へ」という章を設け、英語と中国語で入手できる子育てに関する情報のリンク先を掲載した。 作成部数:7,000部	(1)継続実施	宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
(1)転入時の窓口案内等の外国語版を配布するとともに、外国人向け資料コーナーを設置し情報提供を行っている。	(1)継続実施	宮前区役所 区民課
(1)転入時の窓口案内等の外国語版を配布するとともに、外国人向け資料コーナーを設置し情報提供を行っている。	(1)継続実施	多摩区役所 区民課
(1)「多摩区地域子育て情報BOOK」の中で、生活や子育てに必要な手続きや子どもを預ける場所、子どもの関係で相談したい時や病気になった時などの窓口等について、外国籍の親子のためのページとして、区役所での手続き・制度内容の紹介を掲載した(日本語のルビ及び英語)。 作成部数:5,500部	(1)継続実施 作成部数:5,000部予定	多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)多言語版(英語、韓国・朝鮮語、中国語)フロア案内看板を設置している。	(1)継続実施	麻生区役所 総務課
(1)新百合ヶ丘駅周辺案内サインへの多言語表記(壁掛け、自立式で計22か所:平仮名と英語が基本22か所で、うち7か所で中国語、韓国・朝鮮語の表記あり)	(1)継続実施	麻生区役所 企画課
(1)麻生区子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」の中で外国人の方に向け子育てに役立つ情報(妊娠・出産・保育所の相談・子育てに関する相談先等)を英語で紹介し日本語のルビで読みやすくし情報提供した。また自国の言葉で円滑な医療が受けられるよう『多言語医療問診票』の情報を掲載した。	(1)継続実施	麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
(1)市バス車内に設置してある停留所名表示器に英語、韓国語、中国語、ひらがなで停留所名を表示することにより、外国人の方の市バス利用における利便性向上を図っている。	(1)継続実施	交通局 運輸課
(1)5言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語)の通訳サービスを民間事業者へ委託し、日本語を話せない外国人からの消防車や救急車の要請等において円滑に対応した。 実績:78件	(1)継続実施	消防局 指令課
(1)英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語によるリーフレット配布 *外国人入場者数 3,617人	(1)継続実施	教育委員会事務局 日本民家園
(2)すべての案内板に英語を、一部の案内板に中国語、韓国・朝鮮語を併記	(2)継続実施	
(3)多言語音声ガイドの提供継続 3言語対応(英語、中国語、韓国・朝鮮語)	(3)継続実施	
(4)防災設備発報時英語アナウンス実施	(4)継続実施	
(5)日英併記の古民家写真集を販売	(5)継続実施	
(6)農村歌舞伎の英訳文配布 人形浄瑠璃に変更したため歌舞伎は実施せず	(6)人形浄瑠璃に変更するため歌舞伎は実施せず	

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)館利用ガイド(英語、韓国・朝鮮語、中国語)を配布した。 (2)展示解説シートの作成及び翻訳実施なし	(1)継続実施 (2)事業予定なし	教育委員会事務局 青少年科学館
② 外国人相談体制の充実に努めます。		
(1)川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」において、英語による電話、メール、FAX及び手紙に対応、並びに5言語(中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語)の電話(3者通話)に対応し、内容に応じて最適な外国人向けの相談窓口案内等を行った。 案内件数:約310件	【再掲】 1(2)① (1)継続実施	総務企画局 企画調整課
(1)川崎市国際交流センターにおいて、日本語を含む11言語に対応した「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を運営し、外国人市民の日常生活に関する幅広い相談に対しての情報提供や助言、必要に応じて関係機関・団体等の紹介を実施した。また、令和3年7月から開始したオンライン相談を継続して実施したほか、新たに作成したパンフレットをウェルカムセットに封入するなど認知度の向上を図った。 年間相談件数 3,314件(来訪716件、電話2,069件、メール等529件)	(1)継続実施するとともに、外国人市民代表者会議募集案内へのチラシを同封するなどさらなる認知度の向上を図る。 (2)継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
(1)外国人窓口相談(「多文化共生総合相談ワンストップセンター」)について、「川崎市相談窓口一覧(かわさき相談マップ)」に窓口の情報を掲載し、各区役所、支所、出張所のほか、情報プラザ、公文書館、図書館、市民館等に配布し、市民への広報に努めた。(日本語のみ)	(1)継続実施	市民文化局 市民活動推進課
(1)区役所サービス向上指針に基づく適切なサービス提供が行えるよう、各区の主催で実施する「サービス向上研修」を支援し、来庁者の状況に応じた対応の重要性等についての意識啓発を行った。	(1)継続実施	市民文化局 区政推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(1)JR川崎駅北口に開設したかわさききたテラス内観光案内所では、次の通りテレビ通訳サービスにて多言語対応を行っている。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、フランス語(平日9-19時)、タガログ語(平日9-19時)、ヒンディー語(平日9-18時)、ネパール語(平日9-18時)、インドネシア語(平日9-18時)、ロシア語(平日9-18時)。 ※一部を除き観光案内所営業時間内にて対応。平日9-20時、土日祝9-19時。 また、R4年度では出入国在留管理庁通訳支援試行事業により電話通訳サービスにて拡充し次の言語も対応可能とした。 フィリピン語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語。 ※平日9-17時15分。</p> <p>(2)かわさききたテラスにおいて、英語や中国語で対応できるコンシェルジュを常時2名配置した。</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)継続実施</p>	<p>経済労働局 観光・地域活力推進部観光プロモーション推進担当</p>
<p>③ 外国人市民の人権侵害に関して、人権オンブズパーソン制度の活用にも努めます。</p>		
<p>(1)人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済申立てを受け付け、相談者と共に問題解決を図っている。この相談及び救済申立てには外国人市民からの相談等も含まれるため、連絡先を記した相談カードを朝鮮学校に配布するとともに、ルビを付した広報紙や多言語チラシにより、制度の周知を図った。</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当</p>
<p>(3)年金制度</p>		
<p>① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報啓発にも努めます。</p>		
<p>(1)日本年金機構作成の多言語版パンフレットを利用し、国民年金加入促進や脱退一時金を含めた制度の周知を行なった。</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>健康福祉局 国民年金・福祉医療課</p>
<p>② 外国人従業員の年金加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。</p>		
<p>(1)外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保、外国人雇用のルール等について、広報誌「かわさき労働情報」に次のとおり記事を掲載した。 ※6月号:外国人労働相談の案内 6月号:外国人労働者問題啓発月間広報(労働・社会保険を含めた適正な労働条件の確保を啓発する内容)</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>経済労働局 労働雇用部</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(2)「かわさき労働情報」をホームページ上に掲載するほか、外国人労働者の雇用状況の届出及び雇用管理の改善等に関するリーフレットや外国人労働相談のご案内のリーフレットを、庁内施設や街頭労働相談会において労働資料として配布し雇用環境の改善に向けて周知を図った。	(2)継続実施	経済労働局 労働雇用部
③ 制度的無年金者に対する救済・改善措置及び脱退一時金制度の改善について国に働きかけます。		
(1)制度的無年金者に対する救済・改善措置については、厚生労働省に対し、政令指定都市国民年金主管部課長会議を通して、要望を行なった。なお、脱退一時金制度については、脱退一時金の支給額計算に用いる月数の上限が見直され、令和3年4月より月数の上限が36月から60月まで引き上げられた。これに伴い支給額の上限額も引き上がり、支給区分は4段階増えて10段階になった。	(1)継続実施	健康福祉局 国民年金・福祉医療課
(4)保健・医療		
① 医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。		
(1)外国語7言語に対応する医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」を継続的に運用した。同サイトでは各医療機関の「対応できる外国語の種類」を掲載しており、医療機関に係る多言語資料を広く提供している。 *かわさきのお医者さんアクセス件数 英語628件、中国語95件、韓国・朝鮮語19件、ポルトガル語32件、スペイン語30件、タガログ語5件 計809件	(1)継続実施	健康福祉局 保健医療政策部地域医療担当
(1)「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」(厚生労働省・観光庁)における「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として、外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めた。[市立川崎病院・井田病院・多摩病院] (2)電話医療通訳サービスや携帯翻訳端末、多言語通訳システムのタブレット端末の導入等により、外国人患者の受診環境の整備を推進した。[市立川崎病院・井田病院・多摩病院]	(1)近年の訪日・在住外国人の増加に伴い、厚生労働省は「外国人患者受入れ医療機関認証制度(IMIP)」を構築し、多言語での診療案内や宗教への対応など、日本人とは異なる文化・背景に配慮した外国人患者の受入れ体制整備を支援しており、市立川崎病院で当該認証制度を取得し、外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。 (2)継続実施	病院局 川崎病院患者総合サポートセンター 井田病院事務局医事課 経営企画室多摩病院運営管理担当
(1)外国人傷病者等に円滑に対応するため救急隊が使用するスマートフォンに多言語通訳翻訳アプリ(救急ボイストラ)を導入し、救急活動を行っている。	(1)継続実施	消防局 救急課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
② 外国人市民の母子保健の充実に努めます。		
<p>(1) 母子健康手帳交付の際、日本語の読解が困難な外国籍等の希望者に、外国語版母子健康手帳を交付。 (交付部数:英語209、韓国語8、中国語64、タイ語8、タガログ語15、ポルトガル語9、インドネシア語11、スペイン語7、ベトナム語97、ネパール語36)</p> <p>(2) 各区で健診や面接時に通訳アプリを活用する、乳幼児健診会場に英語版案内や日本語教室のリーフレットを配置する等して支援を充実させた。</p>	<p>(1) 継続実施</p> <p>(2) 継続実施</p>	<p>こども未来局 こども保健福祉課 (R5～こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当)</p>
<p>(3) 日本語を母語としない方にとって区役所及び委託医療機関での乳幼児健診を受けやすくするため、問診票等の帳票を11言語に翻訳し、市民が直接利用する帳票を市ホームページに掲載した。</p>	<p>(3) 帳票の利用について広報を継続</p>	<p>こども未来局 こども保健福祉課 (R5～こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当)</p>
<p>(1) 各乳幼児健診のお知らせ文を区HPに掲載(2言語:英語、ベトナム語)</p> <p>(2) 母子保健事業に関わる資料(発達相談のアンケート(4言語:英語、ベトナム語、中国語、韓国・朝鮮語)、母子健康手帳の出生連絡票(1言語:ベトナム語)を翻訳し活用した。</p> <p>(3) 南部地域療育センターの案内文を区で作成、翻訳し活用した。(1言語:英語)</p>	<p>(1) 継続実施 (2) 継続実施 (3) 継続実施</p>	<p>川崎区役所 地域みまもり支援センター地域支援課</p>
<p>(1) 母子健康手帳(10言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)</p> <p>(2) 1歳6か月児健診、3歳児健診問診票(英語版)</p> <p>(3) 子育て応援リーフレット～妊娠・出産から小学校入学まで～(かながわ国際交流財団作成の外国人住民のための子育てチャート 10言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)</p> <p>(4) タブレットの通訳アプリによる対応</p> <p>(5) 必要時「多言語ナビ(無料通訳サービス)」や「国際交流センター通訳(有料)」等を紹介し、対応</p>	<p>(1) 継続実施</p> <p>(2) 継続実施</p> <p>(3) 継続実施</p> <p>(4) 継続実施</p> <p>(5) 継続実施</p>	<p>幸区役所 地域みまもり支援センター地域支援課</p>
<p>(1) 「国際子育てひろばコアラ」の定例会に年2回参加し、子育て情報の提供や親子の健康、予防接種、育児の相談に応じるとともにあそびを紹介し、活動の支援を行った。</p>	<p>(1) 継続実施 自主活動として自立しており、定例会には参加せず。会費運営が可能であるため、R4年度から予算計上なしとした。</p>	<p>中原区役所 地域みまもり支援センター地域支援課</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(1)母子健康手帳(10言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)</p> <p>(2)1歳6か月児健診、3歳児健診問診票(英語版)</p> <p>(3)子育て応援リーフレット～妊娠・出産から小学校入学まで～(かながわ国際交流財団作成の外国人住民のための子育てチャート 10言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)</p> <p>(4)タブレットの通訳アプリによる対応</p> <p>(5)必要時「多言語ナビ(無料通訳サービス)」や「国際交流センター通訳(有料)」等を紹介し、対応</p> <p>(6)外国人親子の会 外国人親子の会は新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず。</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)継続実施</p> <p>(3)継続実施</p> <p>(4)継続実施</p> <p>(5)継続実施</p> <p>(6)実施予定なし</p>	高津区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課
<p>(1)母子健康手帳(10言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)</p> <p>(2)1歳6か月児健診、3歳児健診問診票(英語版)</p> <p>(3)子育て応援リーフレット～妊娠・出産から小学校入学まで～(かながわ国際交流財団作成の外国人住民のための子育てチャート 10言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)</p> <p>(4)タブレットの通訳アプリ、ポキートークの使用による対応</p> <p>(5)必要時「多言語支援センターかながわ」や「国際交流センター通訳(有料)」等を紹介し、対応</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)継続実施</p> <p>(3)継続実施</p> <p>(4)継続実施</p> <p>(5)継続実施</p>	宮前区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 地域支援課
③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報啓発に努めます。		
<p>(1)エイズのパンフレットについては、7言語(英、韓国・朝鮮、中国、スペイン、ポルトガル、タイ、タガログ)用があり、結核のパンフレットについては、3言語(英、中、韓・朝)用があり、外国人からのご相談や対応に活用している。</p>	<p>(1)継続実施</p>	健康福祉局 保健所感染症対策課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(1) 予防接種リサーチセンター発行の多言語版「予防接種と子どもの健康」(本文10言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語 予診票17言語:上記言語に加え、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、モンゴル語、ロシア語、ウクライナ語)やかながわ国際交流財団発行の多言語版資料等を用いて制度の説明に活用した。また、医療機関での予防接種時に多言語版予防接種予診票を活用した。</p>	<p>(1) 予防接種リサーチセンター発行の多言語版「予防接種と子どもの健康」を用いて制度の説明に活用する。予防接種リサーチセンターのホームページに多言語版「予防接種と子どもの健康」が載っていることを、個別通知のお知らせに3言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語)で掲載し、外国人市民に対する予防接種の広報啓発に努めていく。また、多言語版予防接種予診票を使用できることについて、医療機関への周知、及び希望医療機関への配布を行う。</p>	<p>健康福祉局 保健所感染症 対策課</p>
<p>④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報啓発を進めます。</p>		
<p>(1) 外国人の方に医療保険制度を理解していただくため、外国語版の「国民健康保険のしおり」(6言語:英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、韓国・朝鮮語、タガログ語)を作成した。</p>	<p>(1) 継続実施</p>	<p>健康福祉局 医療保険課</p>
<p>⑤ 外国人従業員等の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。</p>		
<p>【再掲】1(3)② (1) 外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保、外国人雇用のルール等について、広報誌「かわさき労働情報」に次のとおり記事を掲載した。 ※6月号:外国人労働相談の案内 6月号:外国人労働者問題啓発月間広報(労働・社会保険を含めた適正な労働条件の確保を啓発する内容)</p> <p>【再掲】1(3)② (2) 「かわさき労働情報」をホームページ上に掲載するほか、外国人労働者の雇用状況の届出及び雇用管理の改善等に関するリーフレットや外国人労働相談のご案内のリーフレットを、庁内施設や街頭労働相談会において労働資料として配布し雇用環境の改善に向けて周知を図った。</p>	<p>【再掲】1(3)② (1) 継続実施</p> <p>【再掲】1(3)② (2) 継続実施</p>	<p>経済労働局 労働雇用部</p>
<p>⑥ 保険未加入者等の診療にあたる医療機関への医療費対策の充実を検討します。</p>		
<p>(1) 県事業とも協調しながら、川崎市救急医療機関外国人医療対策費補助金交付要綱に基づき、神奈川県内の救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍の川崎市内在住者に係る救急医療に関し発生した損失医療費(14日以内の入院医療が対象)に対する補助事業を実施した。</p>	<p>(1) 継続実施</p>	<p>健康福祉局 保健医療政策 部地域医療担 当</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。		
(1) 地域の事業である医療通訳派遣システム事業に参加し、運営経費の一部として負担金を支出すると共に、県内自治体に参加するかながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会において、本事業の推進等に関して継続的に協議した。	(1) 継続実施	健康福祉局 保健医療政策 部地域医療担 当
(1) 地域事業「医療通訳派遣システム事業」の協力医療機関として、外国人患者の希望に応じて通訳の派遣依頼等の調整を行った。[市立川崎病院・井田病院・多摩病院]	(1) 継続実施	病院局 川崎病院患者 総合サポートセ ンター 井田病院事務 局医事課 経営企画室多 摩病院運営管 理担当
⑧ 医療保険制度の改善を国に働きかけます。		
(1) 厚生労働省に対し、政令指定都市主管部課長会議を通して要望を行った。	(1) 継続実施	健康福祉局 医療保険課
(5) 福祉		
① 福祉サービスの広報を積極的に行います。		
(1) 野宿生活者向けの広報(事業実施のお知らせ等)について、全体的にふりがなを付け、理解しやすいようにした。	(1) 継続実施	健康福祉局 生活保護・自立 支援室
② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。		
(1) 多様な文化的背景をもつ子どもについての理解を深めるため、職員研修として、人権研修等への参加、及び保育園での自主研修の中で取り組んだ。 (取組実施例) ・園だより等の配布書類にルビをふる。日本語を読むことができない保護者へは個別に丁寧に内容を説明する。 ・生活習慣、文化などに配慮した給食を提供する。	(1) 継続実施	こども未来局 保育事業部運 営管理課 (R5～ 保育・ 子育て推進部 運営支援・人材 育成担当)
③ 「外国人高齢者福祉手当」、「外国人心身障害者福祉手当」の充実に努めます。		
(1) 「外国人高齢者福祉手当」 月額22,000円の福祉手当を給付 (令和4年度 年間給付人数 延232人 月平均20人に給付) 川崎市外国人高齢者福祉手当は戦前渡日した外国人高齢者の福祉の向上を目的とし、手当を給付する事業。制度開始当時の1994年10月には月額10,000円だったが、順次引き上げを実施し、2007年10月から現在の月額22,000円としている。	(1) 継続実施 (給付人数 月平均20人 給付予定)	健康福祉局 高齢者在宅 サービス課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(1)「外国人等心身障害者福祉手当」支給額(月額) 重度44,500円、中度32,500円 (令和4年度 支給対象者数 2名) (4月～6月分 重度1名、中度1名 7月～3月分 重度1名、中度0名) 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の施行日(昭和57年1月1日)前に20歳に達していた外国人等で障害基礎年金等を受給できない中度以上の心身障害者等に対し、外国人等心身障害者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度。 なお、平成17年度に国民年金の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、障害者基礎年金等の受給資格を有していない障害者に特別障害給付金を支給する制度が創設されたことから、平成17年度から同給付金の支給対象者については対象外とした。</p>	<p>(1)継続実施 支給額(月額) 重度44,500円、中度 32,500円 (支給対象予定者数 1名) (重度1名、中度0名)</p>	健康福祉局 障害福祉課
<p>④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。</p>		
<p>(1)外国人等で障害福祉サービスが必要な状態にある場合、各区地域みまもり支援センターや地域の相談支援センター等において、言語や生活習慣等の違いに配慮したきめ細かな相談支援を行い、必要なサービスが利用できるよう努めた。</p>	<p>(1)継続実施</p>	健康福祉局 地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課
<p>(2)また、相談支援に関わる地域の関係機関によるネットワーク構築等に資するため、地域自立支援協議会等を設置し、定期的な協議の場として活用した。</p>	<p>(2)継続実施</p>	健康福祉局 地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課
<p>(1)介護保険制度を解説するパンフレット「こんにちは介護保険です」の英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の6言語翻訳を市のホームページに継続掲載するとともに、国際交流センターへの設置を行った。</p>	<p>(1)継続実施</p>	健康福祉局 介護保険課
<p>⑤ 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV(ドメスティック・バイオレンス)防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。</p>		
<p>(1)神奈川県作成の多言語パンフレット「夫やパートナーからの暴力に悩むあなたへ」(8言語:英語、韓国・朝鮮語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語)を、引き続き、相談窓口等で配布・配架した。(神奈川県作成)</p>	<p>(1)継続実施 (神奈川県作成)</p>	市民文化局 人権・男女共同参画室

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(2)若年層に向けた予防啓発として、デートDV予防啓発プログラムを大学生及び専門学校生を対象に計9回、市立中学校の生徒を対象に2回実施したほか、男女共同参画センターが市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当と協力し、市立高校の生徒を対象にデートDV予防啓発講座を3回実施した。</p> <p>(3)「成人の日を祝うつどい」パンフレットにDV予防啓発のための広告を掲載</p> <p>(4)DV予防啓発物品を作成し、デートDV予防啓発プログラムの受講者を中心に配布した。</p>	<p>(2)継続実施</p> <p>(3)継続実施</p> <p>(4)継続実施</p>	<p>市民文化局 人権・男女共同参画室</p>
<p>(1)DVについては、近年その相談内容が困難・複雑化している。外国人を含めたDV被害者への支援のため、「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、以下の事業を実施した。</p> <p>①各区役所地域みまもり支援センターにおける適切な女性相談の実施</p> <p>②必要に応じた迅速・適切な一時保護の実施</p> <p>③外国人支援団体等、民間団体を含む関係諸機関との密な連携による被害者の自立支援の実施</p> <p>④外国人支援団体等、民間団体を含む関係諸機関との連携会議等による情報交換の実施</p> <p>⑤在留資格や言語・文化等の違いに配慮した対応・助言を行えるよう、女性相談員をはじめとした関係部署職員への研修の実施</p> <p>⑥外国人被害者のための通訳ボランティア派遣依頼の実施計4件(英語4件)</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室</p>
<p>(2)川崎市DV相談支援センター(電話相談窓口)において、外国人を含めたDV被害者からの暴力被害に関する相談を受け、問題解決に向けた情報や制度、相談機関等の紹介を行った。</p>	<p>(2)継続実施</p>	
<p>(1)小学校等における暴力を許さない教育、男女平等観に基づいた人権教育を実施した。</p>	<p>(2)継続実施</p>	<p>教育委員会事務局 教育政策室(人権・多文化共生教育)</p>
<p>(2)教職員等に対する人権研修において、DVなどの暴力についての理解や認識が深まるよう取組を行った。</p>	<p>(3)継続実施</p>	

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(6)住宅		
① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。		
(1)入居者募集時に作成している募集案内ポスターにルビを付け、区役所・行政サービスコーナーや国際交流センターにも掲示した。また、国際交流センターにおいて入居者募集の説明を行った。 *説明会参加人数13人	(1)継続実施	まちづくり局 市営住宅管理課
(2)川崎市住宅供給公社の窓口において、外国人市民に対しても適切な相談業務を行い、外国人市民の入居に至っている。	(2)継続実施	
(3)入居手続きや入居後のルールなどを記載した「住まいのしおり」の英語以外の版を運用している。 (英語以外は、中国語2種類、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の6言語)	(3)継続実施	まちづくり局 市営住宅管理課
② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。		
(1)「川崎市居住支援協議会」を中心に、家主・不動産店の多文化共生に関する理解を深めるとともに、協議会の居住支援ガイドブックや、多言語による制度に関するパンフレット及び、「すまいの相談窓口」のチラシ(11言語:日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語)を配布するなど、外国人に対する居住支援の周知に努めた。 (2)入居から退去するまでに必要な手続きや守るべきマナー・ルールをまとめた外国人向けのサポートブックを作成した。 (3)居住支援制度については、外国人支援団体等との協働により実施した。 *協力不動産260店舗(3/31時点)	(1)引き続き、多言語(11言語)による制度に関するパンフレットや「すまいの相談窓口」のチラシ等を配布し、外国人に対する居住支援の周知に引き続き努める。 (2)外国人向けのサポートブックの多言語化を検討する。	まちづくり局 住宅整備推進課
(1)定期的開催される外国人居住支援ネットワーク運営協議会において、神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」、宅地建物取引業団体とともに委員として参加し、連携に努めた。	(1)継続実施 定期的開催される外国人居住支援ネットワーク運営協議会において、神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」、宅地建物取引業団体とともに委員として参加し、連携に努める。	市民文化局 多文化共生推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(7)防災		
① 災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。		
<p>(1)各種ハザードマップや防災マップのほか、他機関が公開する気象情報等の防災関連情報について、防災ポータルサイトの機械翻訳機能を活用し、外国人市民向けに適切な情報発信を行った。</p> <p>また、防災ポータルサイトを刷新し、誰もが3クリック以内に必要な情報にアクセスできるよう、情報アクセシビリティの向上を図った。</p> <p>さらに、防災アプリについて、英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国・朝鮮語の4言語の切り替え対応を行った。</p>	<p>(1)引き続き市ホームページや防災ポータルサイト等により、適切な情報発信を行うとともに、防災アプリ及びメールニュースかわさき(防災気象情報)の多言語対応に向けた取組を進める。</p>	<p>総務企画局 シティプロモーション推進室</p> <p>危機管理本部 危機管理部</p>
<p>(1)避難情報が発令された際に、総務企画局シティプロモーション推進室広報担当及び危機管理室と連携し、外国人市民向けに、市ホームページでやさしい日本語による情報発信を迅速に行えるよう、体制を取っている。</p> <p>(2)川崎市に災害対策本部が設置された際には、川崎市国際交流センターに「災害時多言語支援センター」を立ち上げ、緊急情報を多言語に翻訳し、市ホームページ、国際交流センターホームページ、かわさきFMで外国人向けの情報を発信するとともに、外国人市民等からの相談・問合せに対応する体制を整備している。また、同センターを円滑に運営するため、災害時多言語支援センター設置訓練を実施した。(令和5年3月14日実施:20名参加)</p>	<p>(1)災害時に、避難情報の発令があった際には、やさしい日本語などによる情報発信を迅速に行う。</p> <p>(2)令和3年度(第4期指定管理期間)から川崎市国際交流センターの指定管理事業として実施。支援センターの設置・運営マニュアルを作成し、具体的な手順等を明確にする。</p>	<p>市民文化局 多文化共生推進課</p>
<p>(1)コミュニティ放送(かわさきFM)で7言語(やさしい日本語、中国語、英語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語)で放送している市の情報提供番組の周知を積極的に行い、災害時に市が提供した災害情報を外国人市民等が適切に受信できるよう努めた。</p> <p>(2)同番組で、備蓄品や災害時の避難方法など、防災関連情報を提供した。</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)継続実施</p>	<p>総務企画局 シティプロモーション推進室</p>
<p>(1)外国人市民の防災力向上を図るため、外国人市民向け防災講座を「川崎市ふれあい館」と「貝塚教会」で3回実施した。</p>	<p>(1)継続実施 川崎市は多くの外国人市民が居住していることから、継続して実施していく。 「貝塚教会」「川崎市ふれあい館」「川崎市教育文化会館」で3回実施予定。</p>	<p>川崎区役所 危機管理担当</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(1)平成24年度改訂した、外国人市民向けに4言語(日本語・英語・中国語・韓国・朝鮮語)の表記がある防災マップを配布した。</p> <p>(2)外国人市民の防災力向上を図るため、外国人市民向け防災講座を幸市民館と協働で実施した。</p>	<p>(1)日本語版防災マップは、令和4年度に改訂したので、外国人市民向けの表記がある防災マップについても、在庫数等を勘案しながら、改訂の必要性等について検討する。</p> <p>(2)継続実施 引き続き外国人区民の防災力向上のため、防災講座を開催していく。</p>	幸区役所 危機管理担当
<p>(1)区民課にて、外国人市民を含む転入者向けに防災啓発冊子「備える。かわさき」を配布した(多言語版は必要に応じて危機管理担当窓口で配付した)。</p> <p>(2)外国人市民の防災力向上を図るため、高津市民館主催の外国人市民向け防災講座に講師を派遣し啓発を行った。</p>	<p>(1)区民課にて、外国人市民を含む転入者向けに防災啓発冊子「備える。かわさき」を配布する(多言語版は必要に応じて危機管理担当窓口で配付する)。</p> <p>(2)外国人市民の防災力向上を図るため、高津市民館と協働して区総合防災訓練等を通じて啓発していく。</p>	高津区役所 危機管理担当
<p>(1)区民課にて、転入者向けに外国人市民向けに英語の表記がある防災マップ・備える。かわさきを配布した。</p>	<p>(1)区民課にて、転入者向けに外国人市民向けに英語の表記がある防災マップ・備える。かわさきを配布する。</p>	多摩区役所 危機管理担当
② 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。		
<p>(1)難しい言葉や専門的な言葉を簡単な言葉に置き換えた「やさしい日本語」による防災啓発冊子について内容の更新を行い、区役所、国際交流センター等の窓口のほか、ぼうさい出前講座、防災イベント等の機会を通じて配布した。 また、本市の防災対策や日頃の備えなど、家庭や地域の防災について日本語で掲載している防災啓発冊子「備える。かわさき」や各区の避難所などを日本語で示した「防災マップ」についても、それぞれ多言語版(6言語(英語・中国語・韓国・朝鮮語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語))を区役所、川崎市国際交流センターの窓口のほか防災イベントや防災訓練等の機会を通じて配布した。</p>	<p>(1)継続実施</p>	危機管理本部 危機管理部
③ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。		
<p>(1)川崎市国際交流協会において、同協会に登録されている市民グループ、ボランティア団体等に対し、情報提供を行った。 *災害ボランティア255名、災害時多言語支援センター設置訓練時に情報提供</p>	<p>(1)継続実施</p>	市民文化局 多文化共生推進課
<p>(2)川崎市国際交流協会において、「災害時多言語情報作成ツール」を活用した。 *災害時多言語支援センター設置訓練時</p>	<p>(2)継続実施</p>	市民文化局 多文化共生推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>【再掲】1(7)① (3)川崎市に災害対策本部が設置された際には、川崎市国際交流センターに「災害時多言語支援センター」を立ち上げ、緊急情報を多言語に翻訳し、市ホームページ、国際交流センターホームページ、かわさきFMで外国人向けの情報を発信するとともに、外国人市民等からの相談・問合せに対応する体制を整備している。また、同センターを円滑に運営するため、災害時多言語支援センター設置訓練訓練を実施した。(令和5年3月14日実施:20名参加)</p>	<p>【再掲】1(7)① (3)令和3年度(第4期指定管理期間)から川崎市国際交流センターの指定管理事業として実施。支援センターの設置・運営マニュアルを作成し、具体的な手順等を明確にする。</p>	<p>市民文化局 多文化共生推進課</p>
<p>(1)かわさき市民活動センターにおいて「ごえん楽市」、「ごえんカフェ」等、災害・防災ボランティア団体も対象に含む全領域の市民活動団体の交流事業を行った。 市として、これらの事業を含めた公益財団法人かわさき市民活動センターの市民活動支援事業の充実が図られるよう、法人への支援を行った。</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>市民文化局 市民活動推進課</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
施策推進の基本方向 2 多文化共生教育の推進		
(1)就学の保障と学習支援		
① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。		
<p>(1)10言語(ルビ付日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)で作成した就学案内を、新入学対象年齢で住民登録のある外国籍の児童・生徒がいる家庭、及び市立小学校6学年に在学する外国籍児童がいる家庭に送付するとともに、ホームページへの掲載や、市内の幼稚園・保育園、区役所・支所・出張所、市民館、図書館等外国人が立ち寄りそうな施設へ案内の配布を行い、周知に努めた。 *就学案内は1世帯につき日本語とそれぞれの言語の合わせて2枚を送付 (新小1:344件、新中1:204件)</p> <p>(2)外国籍の児童・生徒及び保護者がいる家庭に就学援助制度及び新入学準備金に関する周知を行うために、就学援助申請関係書類を10言語(ルビ付日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ネパール語)で作成しHPへ掲載した。各学校に翻訳した書類のデータを送り、案内等活用するよう依頼を行った。</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)継続実施</p>	<p>教育委員会事務局 学事課</p>
<p>(1)学習環境の整備等について、各学校が主体的に取り組むことが求められていることから、教職員向けの研修会や各種会議において多文化共生教育の理解に向けて努めた。 *研修(階層) 4月 新任教頭研修 4月 2校目教員(オンライン) 4月 中堅教員(オンライン) 8月 新規採用教員 12月 15年目経験者 1月 教頭(オンライン) 1月 校長(オンライン)</p> <p>(2)外国人保護者用就学ハンドブック(9言語:ルビ付日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語)を発行、配付、教育委員会のホームページに掲載した。(発行部数3,200部)</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)9言語でのハンドブックを作成する。</p>	<p>教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(3) 不就学の情報等があった場合、適切な対応が図られるよう各課との連携調整に努めた。	(3) 継続実施	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育
(4) 日本語を母語としない生徒への高等学校説明会の動画を、やさしい日本語・英語・中国語・タガログ語で作成するとともに、動画のリンクを各学校に周知し、中学生や保護者が視聴できるようにした。	(1) 継続実施	
② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。		
(1) 特別支援教育や不登校、学年齢超過など特別な支援が必要なケースにおいては総合教育センター内のカリキュラムセンター、特別支援教育センター、教育相談センターと連携を取りながら進めた。 (2) 教育相談の際、多言語による公立高等学校の入試に関する制度の情報を提供した。	(1) 継続実施 (2) 継続実施	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育
③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援の充実に努めます。		
(1) 2019年度までは担当職員が日本語指導等協力者(ボランティア)を探し、配置していたが、日本語指導が必要な児童生徒の急増と多国籍化している現状に対応しきれなくなっていたため、日本語の初期支援を委託化した。 (2) 地域、関係機関との連携では、国際交流協会や青丘社をはじめ、NPO法人教育活動総合サポートセンター等と連携し、児童生徒の生活言語や学習言語の習得支援に取り組んだ。 (3) 通訳機の導入 各学校で保護者との面談や授業等で多言語対応がすぐに行えるように日本語指導が必要な児童生徒が多い学校や教育委員会事務局内関係部署に計20台新規配置した。 (4) プレスクールを7区で開催した。	(1) 継続実施 (2) 継続実施 (3) 継続実施 日本語指導が必要な児童生徒が多数いる学校等に継続配置(通信延長及び買い替え) (4) 継続実施	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(5) 委託により通訳・翻訳者の配置等を 222件実施した。	(5) 継続実施	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育
(1) 川崎市国際交流センターにおいて、外国につながる子どもの学習支援事業を実施した。 「外国につながる子どものための寺子屋」414名参加	(1) 継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
(2) 違いを認め合う教育		
① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。		
(1) 日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に互いの文化を尊重し合い、ともに生きる地域社会を築こうとする意識と態度を育むことを目的とした「多文化共生ふれあい事業」を行うために、外国人市民等に外国の文化を伝える講師を依頼し、小学校、中学校、特別支援学校で実施した。 実施校:87校、講師派遣数:延べ252名	(1) 継続実施	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育
(2) 「多文化共生ふれあい事業」がより充実した学習展開ができるように、外国につながる講師の方や学校の職員を交えて情報交換を行う「多文化ふれあい交流会」をオンライン開催した。	(2) 継続実施	
(3) 国際教室担当者研修を年5回開催、日本語指導非常勤講師研修を4回開催した。	(1) 継続実施	
(1) 川崎市ふれあい館において、多文化共生を学び合い理解を深めるための「多文化交流学級」(対象:成人)や、自国の文化を学び合い共に暮らす友人へ情報発信を行う「母国語学級」(対象:小中学生)を実施した。	(1) ふれあい館における社会教育事業の実施を通して、継続実施。	教育委員会事務局 生涯学習推進課
② 社会における少数の立場の人(マイノリティ)が母語・母文化を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。		
【再掲】 2(2)① (1) 日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に互いの文化を尊重し合い、ともに生きる地域社会を築こうとする意識と態度を育むことを目的とした「多文化共生ふれあい事業」を行うために、外国人市民等に外国の文化を伝える講師を依頼し、小学校、中学校、特別支援学校で実施した。 実施校:87校、講師派遣数:延べ252名	【再掲】 2(2)① 継続実施	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(2)教職員研修、管理職研修等において母語・母文化の把握やその重要性を伝えた。</p> <p>(3)川崎市外国人教育推進連絡会議を開催し、関係機関との連携を図り、情報交換を進めた。 開催回数:年1回</p>	<p>(2)継続実施</p> <p>(3)継続実施</p>	<p>教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育</p>
<p>(1)川崎市ふれあい館において「人権尊重学級」、「民族文化講座」(舞踏、チャンゴ等)、「ハンゲル講座」、「母国語学級」等の社会教育事業を実施した。 「母国語学級」では、外国につながる子どもたちを対象とした母語・母文化の保持や仲間づくりの活動をとおして、自己の確立へ向けての支援を行った。</p>	<p>(1)ふれあい館における社会教育事業の実施を通して、継続実施。</p>	<p>教育委員会事務局 生涯学習推進課</p>
<p>③ 外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。</p>		
<p>(1)朝鮮学校と市立学校との「川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展」については、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施した。</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>教育委員会事務局 総合教育センター(カリキュラムセンター)</p>
<p>(1)2つの補助事業(①川崎市外国人学校児童等健康・安全事業補助金 ②川崎市外国人学校児童等多文化共生・地域交流事業補助金)を適正に実施した。</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>子ども未来局 総務部企画課</p>
<p>④ 教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。</p>		
<p>(1)教職員の悉皆研修(初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、新任教頭研修、教頭研修、新任校長研修、校長研修)において、人権尊重教育を組み入れ、それぞれのライフステージに応じて人権・多文化共生についての研修を行った。</p>	<p>(1)継続実施</p>	<p>教育委員会事務局 総合教育センター(カリキュラムセンター)</p>
<p>(1)人権尊重教育推進担当者研修(年間4回)を行い、各学校内における人権尊重教育の推進に努めた。</p>	<p>(1)人権尊重教育推進担当者研修(年間4回)は、教育政策室人権・多文化共生教育で実施</p>	<p>教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(3)地域における学習支援		
① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。		
(1)川崎市ふれあい館において、人権尊重学級、家庭教育学級、世代間交流学級、識字学級等の事業を実施した。	(1)ふれあい館における社会教育事業の実施を通して、継続実施	教育委員会事務局 生涯学習推進課
(2)教育文化会館・市民館・ふれあい館において、識字学習活動を開設した。多くの外国人市民等が、ボランティアとともに、日常生活に必要な日本語の学習を行った。 *施設別参加延べ人数 教文 516人 幸 649人 中原 1,218人 高津 1,009人 宮前 245人 多摩 955人 麻生 473人 *学級別開催回数 教文(夜)34回 幸(昼)34回(夜)32回 中原(昼)36回(夜)36回 高津(昼)31回(夜)35回 宮前(昼)32回(夜)33回 多摩(昼)36回(夜)35回 麻生(昼)35回(夜)35回	(2)継続実施	
(3)学習支援のボランティアや、新規にボランティアを始めたい市民に向けて、識字ボランティア研修を実施した。 *施設別実施回数、延べ参加者数 教文1回59人 幸4回117人 中原1回14人 高津2回52人 宮前2回28人 多摩1回63人 麻生1回184人	(3)継続実施	
(4)各館の識字ボランティア同士や市民グループとの連携を図るために、「地域日本語連絡会」を10回開催(延べ参加者数241人)した。さらに、年次集会となる「地域日本語ネットワークのつどい」を開催し、「川崎市識字・日本語学習活動の指針」の策定と意義について学ぶとともに、改訂のポイントを知り、各館の活動に活かすことができるよう、講義とグループディスカッションを実施した。また、情報交換や連絡調整を行う地域日本語教育推進連絡調整会議を2回開催した。	(4)継続実施	
(5)図書館で英語、韓国・朝鮮語、中国語の資料収集を進めた。	(5)継続実施	

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(6) 図書館ホームページ、利用者用検索機から英語、中国語、ハングルでの検索ができるようにしている。	(6) 継続実施	教育委員会事務局 生涯学習推進課
(1) 外国につながる子ども向け寺子屋事業: 学校での学習支援を必要とする外国につながる子どもたちが、「地域の寺子屋事業」をはじめとした地域ぐるみによる学習支援等を楽しむための取組の一つとして、地域人材を活用しながら生活言語や学習言語などの基礎的な学習支援等を実施	(1) 実施場所を4か所→5か所に拡大して実施	教育委員会事務局 地域教育推進課
(1) 川崎区に居住する来日して6年以内程度の外国につながる小・中学生を対象に、社会福祉法人青丘社との共催により学習支援事業を実施。桜本地区において、小学生教室(週1回・年間47回)・中学生教室(週2回・年間83回)を開室した。	(1) 継続実施	川崎区役所 地域みまもり支援センター地域ケア推進課
(1) 川崎市立東小倉小学校において、日本語の理解力にサポートを必要とする外国につながる小、中学生を対象に、学習サポート教室を33回実施した。 参加小中学生数: 延べ300人	(1) 教育委員会事務局地域教育推進課の「外国につながる子ども向け寺子屋事業」との連携に伴う発展的解消	幸区役所 まちづくり推進部生涯学習支援課→(R5～教育委員会事務局地域教育推進課)
(1) 高津市民館において、日本語の理解力にサポートを必要とする外国につながる小学生を対象に、学習支援を年21回実施した。 (9月21日は台風接近のため中止) 参加数: 延べ86人	(1) 継続実施	高津区役所 まちづくり推進部生涯学習支援課
(1) 外国籍等子ども学習支援 区民ボランティアグループによる、日本語を母語としない児童・生徒への学習支援(学校内支援及び地域支援の実施) 個別指導、集団支援等を実施した児童・生徒数 小学校12人、中学校5人、合計17人	(1) 継続実施 区民ボランティアグループによる、日本語を母語としない児童・生徒への学習支援(学校内支援及び地域支援の実施)	麻生区役所 地域みまもり支援センター学校・地域連携担当
② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。		
(1) 教育文化会館・市民館・ふれあい館で実施した「識字学習活動」の中で、日本語の学習とともに、生活情報に関する学習機会、季節に応じた様々な体験(夏に交流会、冬にポッチャや書初め)を取り入れた学習機会を提供したが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止としたものもあった。	(1) 継続実施	教育委員会事務局 生涯学習推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)川崎市ふれあい館において、相互の歴史や文化等を理解する交流活動を通じて、地域における様々な日常生活の場面における支援等を行った。	(1)継続実施	こども未来局 青少年支援室
(4)家庭へのサポート		
① 外国人保護者の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。		
(1)学校から保護者に向けた通知文やお知らせ等にルビふり等が実施されるよう、通知文例のデータを研修会等において広報した。	(1)継続実施	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育
(2)編入学教育相談の時に、保護者にルビふりの必要があるかなどを確認して、学校長へ教育相談カードとして情報を連絡し、円滑な情報提供を行うように努めた。 (3)帰国・外国人生徒指導の手引きの中でも、ルビふりを含めた、円滑な連絡の取り方を具体的に紹介した。	(1)継続実施 (2)継続実施	
(1)川崎市ふれあい館において、発信する情報はすべてやさしい日本語で行い、必要に応じて、翻訳や通訳を行う市民団体への紹介なども行った。	(1)継続実施	こども未来局 青少年支援室
(1)事業名:川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業を実施した。 内容:保育園、幼稚園等の子ども支援機関において、日本語を母語とせず日本語が不自由な子ども及び保護者に対し、子ども支援に関して通訳若しくは翻訳の必要が生じた場合、事業委託先法人に申請して通訳・翻訳業務の提供を受ける。222件(実績値)	(1)継続実施。238件予定。	川崎区役所 地域ケア推進課
② 母語・母文化の重要性を理解・尊重し合えるよう、家庭との連携に努めます。		
(1)校長会や人権尊重教育担当者研修の場等で、外国人保護者が相談したり、懇談したりできる場の情報提供をした。 (2)「外国人教育推進連絡会議」は書面開催となり、外国につながる児童生徒や保護者への支援について、関係機関と情報提供を行った。 外国人教育推進連絡会議	(1)継続実施 (2)継続実施 外国人教育推進連絡会議	教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
施策推進の基本方向 3		
社会参加の促進		
(1) 市政参加		
① 外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。		
(1)10月1日現在での外国人市民代表者会議の提言の進捗状況調査を実施し、その取りまとめ作業を通じて、各課に対し、施策反映を働きかけた。令和4年度は、4つの提言、4つの項目で一定の成果を得られた。その結果、現状「B(取組中、検討中)」が14提言、19項目残っている。	(1)継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
②市の審議会や区民会議等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。		
(1)庁内会議等で、関係局に対し、指針の周知に努めるとともに、委員の募集要項、案内へのルビふりなど、外国人が応募しやすい環境づくりを依頼した。外国人が参加している審議会数は6になっている。	(1)継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
(1)国際交流センターの活用促進を図るため、川崎市国際交流センター活用推進検討委員会を2回開催し、「指定管理者選定評価委員会の評価結果について」及び「利用者アンケートの結果について」など、外国人市民代表者委員1名を含む各委員から意見・要望を募った。	(1)継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
(1)川崎市青少年問題協議会(定員35名以内)委員のうち、1名は川崎市外国人市民代表者会議の委員から選出	(1)継続実施	こども未来局 青少年支援室
【再掲】 1(2)① (1)継続実施 令和4年度から、川崎市「二十歳を祝うつどい」企画実施委員会に名称変更	【再掲】 1(2)① (1)継続実施 令和4年度から、川崎市「二十歳を祝うつどい」企画実施委員会に名称変更	こども未来局 青少年支援室
(1)川崎市子どもの権利委員会の委員(定員10名)のうち、元川崎市外国人市民代表者会議委員1名を構成員とした。	(1)継続実施	こども未来局 青少年支援室

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)かわさき市民祭り実行委員会 例年は、かわさき市民祭り実行委員会の構成団体43団体の1団体として、委員1名を推薦し参加。 <u>感染症対策を講じ、3年ぶりに開催し、多くの人で賑わった。</u>	(1)継続実施	経済労働局 観光・地域活力推進部地域活性化担当
③ 住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。		
(1)住民投票制度について、ホームページや外国人向けリーフレットなどを活用し、制度周知を図った。	(1)継続実施	市民文化局 協働・連携推進課
④ 地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。		
(1)国会の動向等を注視した。	(1)継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
(2)地域における外国人市民グループ等の活動		
① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。		
(1)外国人市民が地域の一員であるという意識を町内会・自治会に浸透させるため、相互理解や交流を進めるよう、啓発に努めた。	(1)継続実施	市民文化局 市民活動推進課
(1)教育文化会館・市民館が各区のPTA協議会と連携して実施している「PTA活動研修」等において、外国人市民も含めた委員・役員の相互理解、交流を図った。	(1)継続実施	教育委員会事務局 生涯学習推進課
② 外国人市民グループ、支援グループ等が活動しやすい環境の整備に努めます。		
(1)本市における市民活動の全市・全領域の中間支援組織であるかわさき市民活動センターを通じて市民活動の場の提供、相談業務、情報提供、助成金事業、交流事業等を実施し、外国人市民グループ等を含む市民活動団体の活動の充実化を図った。	(1)継続実施	市民文化局 市民活動推進課
(2)外国人市民グループ・支援グループを含む全領域の市民活動を対象とした「かわさき市民公益活動助成金」については、申請の相談に丁寧に対応するなどして市民活動の育成に努めた。	(2)継続実施	
(1)川崎市国際交流協会において、外国人支援ボランティア団体の国際交流センターにおける活動の支援、会場の確保及び提供について支援した(22件)。	(1)継続実施	市民文化局 多文化共生推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(2)川崎市国際交流協会において、国際交流センターの「民間交流団体活動ルーム」を外国人市民グループ、支援グループ等の活動に供した。(80件)</p> <p>(3)川崎市国際交流協会において、「民間交流団体補助事業」を実施し、市民グループ等の活動支援を実施した。(コロナの影響により申請なし)</p>	<p>(2)継続実施</p> <p>(3)継続実施するとともに、令和3年度より国際交流事業のほか、多文化共生事業についても補助の対象とする。</p>	<p>市民文化局 多文化共生推進課</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
施策推進の基本方向 4 共生社会の形成		
(1) 市民への意識啓発		
① 国籍、民族、文化の違いを越えて、すべての人が互いを認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。		
<p>(1) 教育文化会館・市民館で実施する「識字学習活動」「平和・人権・男女平等推進学習」、また、ふれあい館で実施する「識字学級」「人権尊重学級」等の事業をとおして、人権尊重の啓発に努めた。</p> <p>講座例: 平和・人権・男女平等推進学習「<u>災厄への備えと人権～災害時の防災や人権について考える～</u>」(幸市民館)</p>	(1) 継続実施	教育委員会事務局 生涯学習推進課
② 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努めます。		
<p>(1) 「識字学習活動」に関わるボランティアや市民グループに対し、「地域日本語連絡会」(10回開催、延べ参加者数241人)を通して、資料提供などを行い、多文化共生の考えを深めることができるように努めた。また、「地域日本語ネットワークのつどい」も開催し、「川崎市識字・日本語学習活動の指針」の策定と意義について学ぶとともに、改訂のポイントを知り、各館の活動に活かすことができるよう、講義とグループディスカッションを実施した。</p>	(1) 継続実施	教育委員会事務局 生涯学習推進課
③ 文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。		
<p>(1) 友好都市提携30周年を迎えるオーストラリア・ザルツブルグ市と音楽を通じた文化交流事業を実施した(令和5年1月21日)。</p> <p>(2) 広くアジアの市民が音楽を通して交流するまちを目指して、「音楽のまち・かわさき アジア交流音楽祭2022」を開催した。</p> <p>(3) 「ジャズは橋を架ける」をテーマに「かわさきジャズ」を開催し、公募によるフリーライブ演奏や生ライブ配信など、様々な世代や地域をつなぎ、音楽を通じて文化理解を促進した。(令和4年9月16日～11月23日)</p> <p>(4) 友好都市提携30周年を迎えるドイツ・リュューベック市との記念コンサートを開催し、音楽を通じた文化交流事業を行った(令和4年11月12日)。</p>	<p>(1) オーストラリア大使館の協力を得て、友好都市ザルツブルグ市を擁するオーストラリアと音楽を通じた文化交流事業を実施する。</p> <p>(2) 継続実施(「音楽のまち・かわさき アジア交流音楽祭2023」)</p> <p>(3) 継続実施(「かわさきジャズ」)</p> <p>(4) 継続実施</p>	市民文化局 市民文化振興室

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)幸区多文化共生推進事業として、①多文化フェスタ(477名参加)、②外国人市民向け生活オリエンテーション(20名参加)③多文化防災訓練(16名参加)を開催、④多文化共生に関する地域資源調査を行い、地域における多文化共生社会を推進するための多文化マップの作成(5000部)を行った。	(1)幸区多文化共生推進事業として継続実施。①多文化フェスタ ②多文化共生に関する地域資源調査	幸区役所 まちづくり推進部生涯学習支援課
(1)高津区多文化共生推進事業として、 ①子育て広場(7回組延1組参加)、 ②防災訓練(1回11人参加)、 ③地域めぐり(1回14人参加)、 ④防犯講座(1回8人参加)、 ⑤ワークショップ(1回24人)、 ⑥学習支援(多文化子ども塾22回延べ86人)を開催し、地域生活に根差した交流を進めた。	(1)継続実施 ①ワークショップ ②防災訓練 ③地域めぐり ④料理・文化講習会、防災講座、防犯講座いづれかの実施 ⑤コミュニティの場づくり ⑥学習支援(多文化子ども塾) ⑦職員向研修	高津区役所 まちづくり推進部生涯学習支援課
(1)麻生区多文化共生推進事業として、 ①主に乳幼児からの子どもを対象にした子育てフェスタへの出店(参加者200名)、 ②小学生を対象にした外国人市民との交流イベント(小学生と保護者43名、外国人11名参加)を開催した。	(1)継続実施 企画委員と協働し、子どもをはじめとした市民を対象に「多文化」や「多様性」への理解を深めることをテーマとした交流会やイベント等を企画実施する。	麻生区役所 まちづくり推進部生涯学習支援課
(1)川崎市ふれあい館において、民族文化講座(舞踏、チャング等)等の活動を通し、文化交流を行った。	(1)継続実施	教育委員会事務局 生涯学習推進課
(2)市職員等の意識改革		
① 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。		
(1)階層別研修の「人権」に関する科目において、外国人市民施策をはじめとする本市区人権施策について、職員の理解を深めた。 参加者数: 新規採用職員研修(410人) 採用2年目職員研修(eラーニング:340人) 採用3年目職員研修(eラーニング:272人) 中堅職員研修(eラーニング:201人) 新任係長研修(eラーニング:215人) 新任課長研修(eラーニング:88人) 任期付職員研修(eラーニング:24人)	(1)継続実施	総務企画局 人事部人材育成課
(2)市民文化局人権・男女共同参画室と共同で「人権研修」を実施した。(45人)	(2)継続実施	
(1)総務企画局人事部人材育成課が実施する階層別研修や人権研修等で、指針の周知とともに多文化共生意識の啓発を図った。	(1)継続実施	市民文化局 人権・男女共同参画室

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(1)子どもに関わる職員等に対して研修への講師を派遣し、川崎市子どもの権利に関する条例について説明するとともに、国籍・民族・言語等を理由に子どもが差別や不利益を受けることがないように(同第16条)、多文化共生意識の普及に努めた。(実施回数12回)	(1)継続実施	こども未来局 青少年支援室
<p>【再掲】 2(2)④ (1)教職員の悉皆研修(初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、新任教頭研修、教頭研修、新任校長研修、校長研修)において、人権尊重教育を組み入れ、それぞれのライフステージに応じて人権・多文化共生についての研修を行った。</p> <p>(2)人権尊重教育推進担当者研修(年間4回)を行い、各学校内における人権尊重教育の推進に努めた。</p>	<p>【再掲】 2(2)④ (1)継続実施</p> <p>(2)人権尊重教育推進担当者研修(年間4回)は、教育政策室人権・多文化共生教育担当で実施</p>	<p>教育委員会事務局 総合教育センター(カリキュラムセンター)</p> <p>教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育</p>
② 外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。		
<p>【再掲】 4(2)① (1)階層別研修の「人権」に関する科目において、外国人市民施策をはじめとする本市人権施策について、職員の理解を深めた。 参加者数: 新規採用職員研修(410人) 採用2年目職員研修(eラーニング:340人) 採用3年目職員研修(eラーニング:272人) 中堅職員研修(eラーニング:201人) 新任係長研修(eラーニング:215人) 新任課長研修(eラーニング:88人) 任期付職員研修(eラーニング:24人)</p>	<p>【再掲】 4(2)① (1)継続実施</p>	総務企画局 人事部人材育成課
<p>【再掲】 1(2)② (1)外国人市民に対しても「区役所サービス向上指針」に基づく適切な区役所サービスの提供が行えるよう、各区において係長級を対象とした「サービス向上研修」を実施した。</p>	<p>【再掲】 1(2)② (1)継続実施</p>	市民文化局 区政推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(3)市職員の採用		
① 市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。		
(1)他の政令指定都市等における外国籍職員の人事管理状況を確認した。	(1)継続実施	総務企画局 人事課
② 多文化共生社会の形成に向け、非常勤嘱託員や臨時的任用職員についても外国人市民の採用に努めます。		
(1)令和2年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、人種や国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いを禁止しており、職員研修等の機会を通じて、市のあらゆる事務事業を執行する際に求められる人権意識を高める取組を行った。	(1)継続実施	総務企画局 人材育成課 (※研修を通じた意識啓発について)
(1)令和2年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、人種や国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いを禁止しており、職員研修等の機会を通じて、市のあらゆる事務事業を執行する際に求められる人権意識を高める取組を行った。	(1)継続実施	市民文化局 人権・男女共同 参画室
(4)事業者への啓発		
① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報啓発に努めます。		
<p>【再掲】1(3)②</p> <p>(1)外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保,外国人雇用のルール等について、広報誌「かわさき労働情報」に次のとおり記事を掲載した。</p> <p>※6月号:外国人労働相談の案内 6月号:外国人労働者問題啓発月間広報(労働・社会保険を含めた適正な労働条件の確保を啓発する内容)</p> <p>【再掲】1(3)②</p> <p>(2)「川崎市労働情報」をホームページ上に掲載するほか、外国人労働者の雇用状況の届出及び雇用管理の改善等に関するリーフレットや、外国人労働相談のご案内のリーフレットを、庁内施設や街頭労働相談会において労働資料として配布し、雇用環境の改善に向けて周知を図った。</p>	<p>【再掲】1(3)②</p> <p>(1)継続実施</p> <p>【再掲】1(3)②</p> <p>(2)継続実施</p>	経済労働局 労働雇用部

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
② 従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。		
(1)「川崎市くやさしい日本語」ガイドラインを2023年3月に改定し、川崎市産業振興財団で冊子を配架したほか、川崎商工会議所と市SDGs認証企業への各メールマガジンへ情報提供し、活用を呼びかけ、企業における多文化共生意識の啓発に努めた。	(1)継続実施	市民文化局 多文化共生推進課
(1)市内企業への人権研修講師派遣等の中で、企業の従業員に対して、外国人の人権を含む人権全般に関する意識啓発を行った。	(1)企業への研修派遣のほか、市内事業者団体への説明を通じて人権意識啓発に取り組みます。	市民文化局 人権・男女共同参画室
(1)市の人権等に関する取組について、広報誌「かわさき労働情報」に次のとおり記事を掲載し、人権意識や多文化共生意識の啓発に向けた事業広報を実施した。 ※6月号:外国人労働者問題啓発月間広報	(1)継続実施	経済労働局 労働雇用部
③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。		
【再掲】4(4)② (1)市の人権等に関する取組について、広報誌「かわさき労働情報」に次のとおり記事を掲載し、人権意識や多文化共生意識の啓発に向けた事業広報を実施した。 ※6月号:外国人労働者問題啓発月間広報	【再掲】4(4)② (1)継続実施	経済労働局 労働雇用部

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
(5) 国際交流センターの活用		
① 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。		
<p>(1)川崎市国際交流センターのパンフレットコーナー、メッセージボード等で各種情報の提供を行った。</p> <p>(2)川崎市国際交流センターにおいて、外国人市民向け日本語講座や国際理解講座を実施し、多文化共生に向けた学習の機会を提供した。 *日本語講座706名参加(38の国・地域) *国際理解講座225名参加</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)継続実施</p>	<p>市民文化局 多文化共生推進課</p>
② 公益財団法人川崎市国際交流協会が行う相談事業や翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。		
<p>【再掲】1(2)② (1)川崎市国際交流センターにおいて、日本語を含む11言語に対応した「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を運営し、外国人市民の日常生活に関する幅広い相談に対しての情報提供や助言、必要に応じて関係機関・団体等の紹介を実施した。また、令和3年7月から開始したオンライン相談を継続して実施したほか、新たに作成したパンフレットをウェルカムセットに封入するなど認知度の向上を図った。 年間相談件数 3,314件(来訪716件、電話2,069件、メール等529件)</p> <p>(2)川崎市国際交流協会において、区役所等からの依頼による公文書の翻訳及び市民等への翻訳サービスを実施した。 翻訳件数:228件(英語10件、中国語9件、韓国・朝鮮語8件、スペイン語12件、ポルトガル語12件、フィリピン語12件、ベトナム語12件、ネパール語7件、タイ語7件、インドネシア語7件、やさしい日本語132件)</p> <p>【再掲】1(2)① (3)川崎市国際交流協会において、区役所や支所における行政手続きや子育て、福祉等に関する相談、手続等を含む事業を実施するに当たり、外国人市民等、日本語での対応が困難な方の来庁が想定される場合に、所管部署からの依頼に応じて通訳ボランティアを派遣した。 通訳件数:29件(英語15件、フィリピン語1件、中国語5件、ポルトガル語1件、韓国・朝鮮語2件、ベンガル語2件、ネパール語1件、スペイン語2件)</p>	<p>【再掲】1(2)② (1)継続実施するとともに、外国人市民転入時のウェルカムセットにパンフレットを封入するなどさらなる認知度の向上を図る。</p> <p>(2)継続実施</p> <p>【再掲】1(2)① (3)継続実施</p>	<p>市民文化局 多文化共生推進課</p>

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
③ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の国際交流・協力を促進します。		
<p>【再掲】 3(2)② (1)川崎市国際交流協会において、「民間交流団体補助事業」を実施し、市民グループ等の活動支援を実施した。(コロナの影響により申請なし)</p>	<p>【再掲】 3(2)② (1)継続実施するとともに、令和3年度より国際交流事業のほか、多文化共生事業についても補助の対象とする。</p>	市民文化局 多文化共生推進課
④ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。		
<p>(1)川崎市国際交流協会において、市内に在住在学する留学生の修学援助を行うため支給する「外国人留学生修学奨励金支給事業」を実施した。 支給金額:100千円(前期、後期それぞれ50千円ずつ) (前期24名、後期23名)</p> <p>(2)川崎市国際交流協会において、修学奨励金を受給する留学生に対して、情報提供と相互の交流を実施した。</p> <p>(3)川崎市国際交流協会において、留学生同士及び市民との交流活動を実施し、留学生による川崎の魅力を広く伝える場を設けた。</p>	<p>(1)継続実施</p> <p>(2)継続実施</p> <p>(3)継続実施</p>	市民文化局 多文化共生推進課

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
施策推進の基本方向 5 施策の推進体制の整備		
(1) 行政組織の充実		
① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。		
(1) 人権・男女共同参画推進連絡会議、同幹事会を中心に、各種庁内会議において指針の周知に努め、外国人市民施策に係る情報の提供と、施策への取組依頼を行った。	(1) 継続実施	市民文化局 多文化共生 推進課
② 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。		
(1) 担当課長会議等で県及び他都市と情報交換を行った。	(1) 継続実施	市民文化局 多文化共生 推進課
③ 指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。		
(1) 令和4年度開始の第2期多文化共生社会推進協議会について、令和4年度は協議会を6回開催し、指針に基づく施策の進行管理及び評価を実施するとともに、 <u>指針の改定について中間報告書をまとめた。</u> (2) 令和4年度は指針の改定について検討したため、参考人招致は行わなかった。	(1) 引き続き、指針に基づく施策の進行管理及び (2) 指針に基づく施策の実施状況調査を行うとともに、必要に応じて参考人招致を実施する。	市民文化局 多文化共生 推進課
④ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施するよう努めます。		
(1) 令和元年度に実施した外国人市民意識実態調査について、各方面での活用を促した。また、外国人市民代表者会議において、提言の取りまとめに活かすなど、外国人市民施策における活用を行った。	(1) 引き続き、令和元年度実施の外国人市民意識実態調査結果について各方面での活用を促し、かつ、外国人市民施策に活かしていく。(次回調査は5年ごとの調査になるため、令和6年度実施予定)	市民文化局 多文化共生 推進課
⑤ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。		
(1) 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づく取組の推進 (2) 外国人に対するものに限らず、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、インターネットやデジタルサイネージ、交通広告などの媒体を活用して広報の充実を図るなど人権教育及び啓発を行った。	(1) 継続実施 (2) 継続実施	市民文化局 人権・男女共 同参画室

2022(R4)年度実績	2023(R5)年度計画	所管課(室)
<p>(3) ネットリサーチについては、業者委託等によりネット上の差別的書き込みについて現状把握を行い、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認めるときは、差別防止対策等審査会の意見を聴いて、拡散防止措置を講じた。</p> <p>(4) 「公の施設」利用許可に関するガイドラインを適切に運用した。</p>	<p>(3) 継続実施</p> <p>(4) 継続実施</p>	<p>市民文化局 人権・男女共同参画室</p>
(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携		
① 市民グループやボランティア団体等との連携のあり方を検討します。		
<p>【再掲】 2(3)① (1) 外国籍等子ども学習支援 区民ボランティアグループによる、日本語を母語としない学齢期児童・生徒への学習支援(学校内支援及び地域支援の実施) 個別指導、集団支援等を実施した児童・生徒数 小学校12人、中学校5人、合計17人</p>	<p>【再掲】 2(3)① (1) 継続実施 区民ボランティアグループによる、日本語を母語としない学齢期児童・生徒への学習支援(学校内支援及び地域支援の実施)</p>	<p>麻生区役所 地域みまもり支援センター 学校・地域連携担当</p>
(3) 国等への働きかけ		
① 外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。		
<p>(1) 総務省及び法務省に対し、令和4年度国の予算編成における外国人材の受入れ・共生のための施策に係る財政措置の充実を要請するとともに、外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律の整備を要請した。</p>	<p>(1) 継続実施</p>	<p>市民文化局 多文化共生推進課</p>
<p>【再掲】 1(3)③ (1) 制度的無年金者に対する救済・改善措置については、厚生労働省に対し、政令指定都市国民年金主管部課長会議を通して要望を行なった。なお、脱退一時金制度については、脱退一時金の支給額計算に用いる月数の上限が見直され、令和3年4月より月数の上限が36月から60月まで引き上げられた。これに伴い支給額の上限額も引き上がり、支給区分は4段階増えて10段階になった。</p>	<p>【再掲】 1(3)③ (1) 継続実施</p>	<p>健康福祉局 国民年金・福祉医療課</p>
<p>【再掲】 1(4)⑧ (1) 厚生労働省に対し、政令指定都市主管部課長会議を通して要望を行った。</p>	<p>【再掲】 1(4)⑧ (1) 継続実施</p>	<p>健康福祉局 医療保険課</p>

重点課題（１）情報の多言語化と通訳体制の拡充

日本語を母語としない外国人市民にとって、言葉の問題は市民生活をおくる上で大きな壁となっており、多言語での情報発信や翻訳・通訳体制のさらなる充実が求められています。

<p>現状と課題</p>	<p>外国人市民の増加と多様化が進む中で、外国人市民を取り巻く環境の変化に応じた柔軟な対応が求められており、多言語での情報発信を一層充実させる必要がある。</p> <p>従来からの取組である「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく広報資料の多言語化の推進に加え、誰にでもわかりやすく情報を伝えるための手段としての〈やさしい日本語〉の普及と活用促進を目的として、2021年3月に策定した「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を2023年3月に改定した。</p> <p>また、「多文化共生総合相談ワンストップセンター」や「川崎区役所多言語総合案内」などの窓口において、外国人市民のニーズに応じて情報提供を行うとともに、各区役所・支所、市民館の「外国人市民情報コーナー」の運用の改善に向けた取組を行っている。</p> <p>翻訳・通訳体制については、川崎区「子ども支援機関通訳・翻訳支援事業」、国際交流協会「区役所等外国人相談通訳派遣事業」、教育委員会「海外帰国・児童生徒等関係事業」などの通訳・翻訳派遣のほか、タブレット端末を活用した通訳サービスや携帯型翻訳機の活用も広がっており、場面に応じて活用できる翻訳・通訳体制に選択肢が増えている。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>多言語・〈やさしい日本語〉での情報発信の推進、「外国人市民情報コーナー」の適切な運用、「多文化共生総合相談ワンストップセンター」などの窓口における情報提供の充実、通訳・翻訳ボランティアのさらなる活用、通訳サービスや翻訳機の活用など、外国人市民が安心・安全に生活するために必要な情報発信と行政サービスの円滑な提供に向けて、取組を推進する。</p>

重点課題（２）日本語学習支援の拡充

外国人市民が自立した生活を送るためにも、子どもから大人までを対象とした日本語の学習支援の拡充が求められています。

<p>現状と課題</p>	<p>外国人児童生徒等に関する施策推進のため、総合教育センターで所管していた事業を教育委員会教育政策室人権・多文化共生担当に移管し、一元的に対応できるよう体制整備を行った。各区教育担当や区就学事務担当と連携して、就学相談を実施するとともに、入学後の日本語指導の充実や保護者とのコミュニケーション支援等を進めている。課題としては、外国につながる児童生徒が増加し、多言語化も進む中で一人一人のニーズに対応することや、支援が長期に渡ること、保護者対応等の困難さが生じている。</p> <p>教育文化会館・市民館及びふれあい館において「識字学習活動」を市民ボランティアとの協働により開催している他、市民グループやNPO法人が開設する地域日本語教室とも連携を図っている。</p> <p>令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、また、令和2年6月23日に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されたことから、今後、本市における地域日本語教育に関する基本的な方針の策定を含めた、総合的な体制づくりが求められている。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>関係部署や関係機関との連携をさらに深めるとともに、学校での受け入れ態勢の整備や日本語指導に関する体制の充実をさらに図っていく必要がある。</p> <p>学校内での日本語学習支援活動にとどまらず、地域の多様なリソースと連携し、活動を広げていくことが期待されている。</p> <p>また、本市における地域日本語教育に関する基本的な方針の策定に向けて、川崎市多文化共生社会推進協議会に有識者会議を部会設置し、調査・審議を行うなど、総合的な体制づくりに向けて取組を進める。</p>

重点課題（３）施策推進の地域拠点づくり

指針に基づく施策をより推進するため、国際交流センターのさらなる活用とともに、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点が求められています。

<p>現状と課題</p>	<p>川崎市では、川崎区と幸区に市内外国人市民の約半数が居住している。また、その国籍や在留資格については多様であり、支援ニーズの多様化・複雑化がみられる。そのような中、川崎区には「ふれあい館」、中原区には「川崎市国際交流センター」といった施策推進の拠点となる施設が存在しつつ、各区役所や市民館等において、それぞれの地域における課題をとりえながら、様々な施策を行っている。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>外国人市民の支援ニーズの把握を適切に行いながら、既存の施策推進の拠点となる施設の機能強化や利便性の向上を図る。また、外国人相談支援体制の充実に向けて、外国人市民が多く住む市南部地域における新たな拠点整備など、地域拠点づくりの取組を進める。</p>

重点課題（４）差別解消施策の検討

これまでの取組にもかかわらず入居差別をはじめとした差別は解消しておらず、差別解消と人権侵害の防止に対する取組を一層進めることが必要となっています。

<p>現状と課題</p>	<p>入居差別については、平成28年度に設立した川崎市居住支援協議会において、構成団体等で協議し、連携した取組を進めているところである。平成29年10月に住宅セーフティネット法改正法が施行され、平成31年3月には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画が策定された。今後は計画内の目標を達成するために必要な事項を推進していく必要がある。また、令和元年度に実施した外国人市民意識実態調査においても、外国人であることを理由に入居を断られたり物件の紹介をしてもらえないなどの事例が一定割合あり、依然として課題となっている。</p> <p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動をはじめ、外国人であることを理由とする様々な差別全般の解消に向けた取組が必要である。また、令和元年12月に、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号)」が令和2年7月に全面施行された。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>入居差別については、川崎市居住支援協議会において、協議を継続していく。また、令和2年3月に公表した外国人市民意識実態調査の結果にも出ているように、外国人であることを理由に脅迫や差別的な暴言を受ける不安や、暴力をふるわれる不安・危険が比率を上げていることなどから、外国人の人権に係る取組がより一層求められている。こうした状況の中で、外国人であることを理由とする差別全般の解消に向けた取組については、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を適切に運用し、効果的な施策を推進していく。</p>